



OMA



HIGASHIDORI



MUTSU

第2次下北圏域 定住自立圏 共生ビジョン

(令和2年2月6日策定)
(令和5年3月24日変更)



KAZAMAURA



SAI

目 次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 第1章 定住自立圏共生ビジョンの策定にあたって | 2 |
| 1. 定住自立圏構想の概要 | 2 |
| 2. 圏域形成の経緯 | 2 |
| 3. 定住自立圏の名称及び構成市町村 | 2 |
| 4. 定住自立圏共生ビジョンの目的 | 2 |
| 5. 定住自立圏共生ビジョンの期間 | 2 |
| 第2章 圏域の概況 | 3 |
| 1. 圏域市町村の概況 | 3 |
| 2. 人口等の推移 | 6 |
| 3. 産業別就業者数の推移 | 9 |
| 4. 都市機能の集積状況 | 11 |
| 第3章 圏域のこれまでの取組と課題 | 13 |
| 1. 圏域のこれまでの取組 | 13 |
| 2. 住民ニーズの意向 | 21 |
| 3. 圏域の課題 | 22 |
| 第4章 圏域の将来像 | 23 |
| 第5章 具体的取組 | 24 |
| 1. 生活機能の強化 | 26 |
| 2. 結びつきやネットワークの強化 | 49 |
| 3. 圏域マネジメント能力の強化 | 51 |
| 【資料】 | |
| 下北圏域定住自立圏共生ビジョン策定経過（令和2年度～） | 53 |
| 下北圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置規程 | 54 |
| 下北圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿 | 55 |

（表紙写真の解説）

- むつ市 …… 釜臥山から見たむつ市街の夜景、「光のアゲハチョウ」。日本夜景100選に選出。
- 大間町 …… 本州最北端の地「大間崎」。全国的に有名な大間マグロは、大間町で水揚げされる。
- 東通村 …… 本州最北東端に位置する「尻屋崎」。東北最古の洋式灯台が立つ。
- 風間浦村 …… 津軽海峡を望む「下風呂温泉」。井上靖や新島襄からも愛された温泉郷。
- 佐井村 …… 国の名勝・天然記念物である「仏ヶ浦」。極楽浄土を思わせる神秘的な景色。

第1章 定住自立圏共生ビジョンの策定にあたって

1 定住自立圏構想の概要

人口減少時代を迎え、全国的に人口減少が見込まれる中、特に進行が急速な地方圏において、安心して生活できる圏域をつくり、人口流出に歯止めをかけ、さらには都市圏からの人の流れを創出することが求められています。

定住自立圏構想は、中心市とその近隣市町村が役割分担を行い、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とした取組であり、中心市の機能と近隣市町村の機能が、協定によって有機的に連携し、「定住」のための暮らしに必要な諸機能を総体として確保するとともに、「自立」のための経済基盤や地域の誇りを培い、全体として魅力あふれる地域を形成していくことを目指しています。

2 圏域形成の経緯

| | |
|------------------|--|
| 平成 27 年 2 月 5 日 | 下北 5 市町村長による会合において、定住自立圏の形成へ向けて連携することに関しての了解が得られる。 |
| 7 月 15 日 | むつ市が中心市宣言を行う。 |
| 10 月 5 日 | むつ市と圏域 4 町村それぞれとの間で、定住自立圏形成協定を締結。 |
| 11 月 30 日 | 下北圏域定住自立圏共生ビジョンの策定（平成 27 年度－平成 31 年度） |
| 平成 29 年 1 月 10 日 | 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結（変更 1 回目） |
| 平成 30 年 1 月 15 日 | 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結（変更 2 回目） |
| 平成 31 年 1 月 11 日 | 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結（変更 3 回目） |
| 令和元年 12 月 25 日 | 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結（変更 4 回目） |
| 令和 2 年 2 月 6 日 | 第 2 次下北圏域定住自立圏共生ビジョンの策定（令和 2 年度－令和 6 年度） |
| 令和 3 年 3 月 26 日 | 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結（変更 5 回目） |
| 令和 4 年 3 月 18 日 | 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結（変更 6 回目） |

3 定住自立圏の名称及び構成市町村

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1) 定住自立圏の名称 | 下北圏域定住自立圏 |
| (2) 定住自立圏の構成市町村 | むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村 |

4 定住自立圏共生ビジョンの目的

本共生ビジョンは、定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日総行応第 39 号総務事務次官通知）第 6 の規定により、定住自立圏の将来像やその実現に向けて推進する具体的な取組内容を明らかにするものです。

5 定住自立圏共生ビジョンの期間

本共生ビジョンの期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とし、毎年度、所要の見直しを行います。

第2章 圏域の概況

1 圏域市町村の概況

本圏域は青森県の最北部に位置し、下北半島中部の恐山や宇曽利山湖をはじめ、周囲を陸奥湾、太平洋、津軽海峡に囲まれた自然豊かな圏域です。人口は、令和2年国勢調査で68,200人であり、県人口の約5.5%を占め、面積は青森県総面積の14.7%を占めています。

本圏域は、むつ市・大間町・東通村・風間浦村・佐井村の1市1町3村により構成されています。

下北半島一帯はかつて南部藩領に属し、むつ市田名部に代官所が置かれていたほか、大間、奥戸、佐井、牛滝、川内、大畑、大平は「下北七湊」として、北前船が出入りする港として栄えました。

明治11年、下北郡として発足し、交通の発展とともに経済的なつながりも深まり、一体的な生活圏を形成するようになりました。

昭和の大合併では2町が合併し、むつ市（当時は大湊田名部市）が成立し、その後の平成の大合併により、（旧）むつ市、川内町、大畑町、脇野沢村が合併し、現在のむつ市が誕生しました。むつ市以外の1町3村は明治時代の成立で長い歴史を誇っています。

昭和47年には、当時のむつ市・川内町・大畑町・大間町・東通村・風間浦村・佐井村及び脇野沢村の下北圏域内1市3町4村により、下北地域広域行政事務組合を設置し、消防等の業務を共同で処理しています。また、現在は下北圏域1市1町3村に、し尿処理のみ加入の上北郡の2町1村を加えた、1市3町4村の構成となっています。

本圏域では、自治体の枠組を超えた地域課題や広域的な行政需要に対応するため、広域連携を推進しており、その一環として下北圏域定住自立圏構想に取り組んでいます。



むつ市

むつ市は、青森県の最北部、本州最北端の下北半島の中央部に位置し、北は津軽海峡、南は陸奥湾と接しています。また、行政区域は、青森県最大の面積を占め、県全体の約9%にあたります。

藩政時代には南部藩の代官所が置かれ、下北地方の要衝として栄えてきました。昭和34年9月1日に日本で最も長い名称の市「大湊田名部市」として県内8番目となる市制を施行し、翌年8月1日に全国初のひらがなの市「むつ市」に改称しました。さらに、平成17年3月14日には、川内町・大畑町・脇野沢村が合併し、新「むつ市」としてスタートを切りました。

日本三大霊場の一つに数えられる「恐山」、四季折々の美しさを川面に映す「川内川溪谷」などの景勝地や、湯量豊富な「湯野川」「薬研」などの温泉が点在し、下北半島国定公園の広範囲にわたる部分が市域に存在するほか、「陸奥湾ホタテ」や「海峡サーモン」、「一球入魂カボチャ」などの多種多様な食材が豊富にあるなど、豊かな自然の恵みを受けた地域となっています。



大間町

大間町は、青森県下北半島の先端に位置し、本州最北端の地であります。昭和 17 年 11 月 3 日に旧大奥村から大間町として県内 29 番目の町制を施行しました。

大間崎と北海道の函館市汐首岬は 17.5 km しか離れておらず、晴天時は北海道の渡島連峰を望むことができます。また、日本初の外洋フェリーボート航路である「大間・函館航路」があり、現在は大間町が建造した「大函丸」が対岸の函館市との間を約 90 分で結んでいます。同航路は、圏域の観光や産業、生活を支える航路として重要な役割を果たしています。

大間崎沖合に浮かぶ弁天島に位置する白と黒のストライプの大間崎灯台は、日本の灯台 50 選に選ばれています。また、弁天島は野鳥の宝庫としても知られています。

伝統の「マグロ一本釣り」に代表されるように、三方を海に囲まれた大間は海産物にも恵まれています。大間のマグロと言えば、最高級マグロの代名詞となっており、知名度が高まったことにより、観光地として脚光を浴びています。



東通村

東通村は、本州最北東端に位置しています。明治 22 年 6 月 14 日の村制施行以来、村内に中心地がなかったことから、隣接するむつ市に役場庁舎を置く、全国でも珍しい自治体でした。昭和 63 年に、村の中心地に役場庁舎を移転し、新たな村づくりに努めています。

産業は、広大な土地を活かした農業と、太平洋と津軽海峡の海の恵みを活かした漁業が主体となっています。特に畜産業は、但馬牛の優秀な血統を引き継いだ子牛を平成 7 年から導入し、独自に改良を重ね、努力の末に極上の肉質である「東通牛」を作り上げました。

本州最北東端に位置する尻屋崎は、明治 9 年に建設された東北最古の洋式灯台、尻屋崎灯台が建ち、全国に 16 基しかない参観できる灯台のひとつとなっています。また下北半島国定公園内の尻屋崎には、青森県天然記念物にも指定されている寒立馬（かんだちめ）が周年放牧されており、冬には越冬放牧地アタカにて、寒さや風雪にじっと耐える姿が見られます。

村内の各集落では、能舞、獅子舞、大神楽、田植え餅つき踊りなどの民俗芸能が大切に伝承されており、中でも能舞は国の重要無形民俗文化財に指定されています。



風間浦村

風間浦村は、青森県下北半島の北部の海岸線に位置し、漁業と観光を基幹産業とする村です。総面積の約96%が山林、原野という自然に恵まれた地です。

明治22年4月1日に村制が施行され、下風呂村、易国間村、蛇浦村の旧3村が合併、それぞれ1文字ずつをとって「風間浦村」が誕生しました。

夏から秋にかけては、津軽海峡の沖合いに見えるイカ釣り漁船の「いさり火」、冬は「布海苔採り」が風間浦村の風物詩となっています。また、寒さが厳しくなる初冬から初春にかけ、「アンコウ」が全国でも珍しく活きたまま水揚げされることから、「風間浦鮫鱈」として地域団体商標に登録されました。

津軽海峡を望む「下風呂温泉郷」は、550年前の地図に湯本と記され古の時代より湯治場として栄えており、いさり火輝く津軽海峡の海の幸が堪能できるほか、昭和の文豪・井上靖、同志社大学創業者・新島襄からも愛された温泉郷となっています。



佐井村

佐井村は、下北半島の西側に位置し、広く津軽海峡に面しています。地勢は、概して峻険で平坦地が少なくほとんどが山地で、多くの集落は海岸沿いに位置しています。

明治22年4月1日に村制の施行により、旧佐井村と旧長後村が合併して誕生しました。主な産業は漁業で、豊富な海の幸に恵まれた村です。

大自然に恵まれていて、雄大なる景勝地「仏ヶ浦」、願いをかなえるといわれる「願掛岩」、貴重な植生が残る「縫道石山」があり、地質学的にも貴重な地域です。

古くから、東北・北海道と京都・大阪、江戸を結ぶ北前船が寄港し、青森ヒバの積み出しによって発展しました。福浦地区には、明治時代に伝わり、漁師たちによって伝承されてきた「福浦の歌舞伎」があります。130年余の歴史があり、長い間人々に愛され守られてきた伝統芸能で、青森県無形民俗文化財でもあります。

※ 平成17年以前の各市町村数値は合併前市町村を合算した数値。

(1) 人口の推移

圏域全体の人口は一貫して減少しており、平成7年と令和2年の比較において、20,605人減少(23.2%減)しています。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和22年度には約3万8千人の減少が見込まれており、市町村別では、風間浦村及び佐井村の減少率が高くなっています。

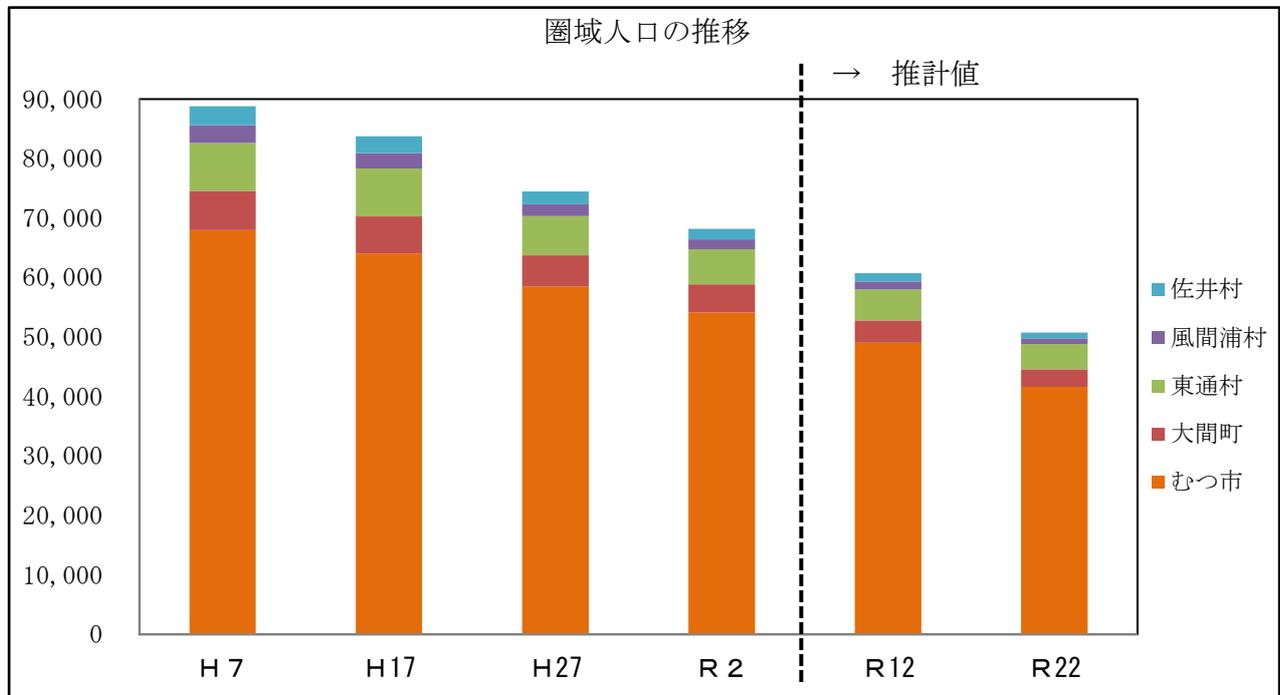
表 人口の推移

→ 推計値

単位：人

| 市町村名 | H 7 (1995) | H17 (2005) | H27 (2015) | R 2 (2020) | R12 (2030) | R22 (2040) | 増減 (H7-R22年) | |
|------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|--------|
| | | | | | | | 増減 | 増減率 |
| むつ市 | 67,969 | 64,052 | 58,493 | 54,103 | 49,015 | 41,637 | ▲26,332 | ▲38.7% |
| 大間町 | 6,606 | 6,212 | 5,227 | 4,718 | 3,782 | 2,922 | ▲3,684 | ▲55.7% |
| 東通村 | 8,045 | 8,042 | 6,607 | 5,955 | 5,199 | 4,260 | ▲3,785 | ▲47.0% |
| 風間浦村 | 3,012 | 2,603 | 1,976 | 1,636 | 1,311 | 934 | ▲2,078 | ▲68.9% |
| 佐井村 | 3,173 | 2,843 | 2,148 | 1,788 | 1,407 | 1,013 | ▲2,160 | ▲68.0% |
| 合計 | 88,805 | 83,752 | 74,451 | 68,200 | 60,714 | 50,766 | ▲38,039 | ▲42.8% |

出典：国勢調査（H7-R2）、国立社会保障・人口問題研究所（R12-R22）



(2) 年齢3区分別人口の推移

人口が減少し続けている中において、老年人口（65歳以上）の増加と年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15～64歳）の大幅な減少により、少子高齢化が進行しています。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、増加傾向にある老年人口においても、令和12年度以降は全ての市町村で減少に転じることが見込まれています。

表 年少人口（15歳未満）の推移

→ 推計値

単位：人

| 市町村名 | H 7 | H17 | H27 | R 2 | R 12 | R 22 | 増減（H7-R22年） | |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------|--------|
| | (1995) | (2005) | (2015) | (2020) | (2030) | (2040) | 増減 | 増減率 |
| むつ市 | 12,166 | 9,408 | 7,007 | 5,714 | 4,708 | 3,631 | ▲8,535 | ▲70.1% |
| 大間町 | 1,282 | 948 | 623 | 501 | 299 | 184 | ▲1,098 | ▲85.6% |
| 東通村 | 1,468 | 1,014 | 761 | 633 | 563 | 408 | ▲1,060 | ▲72.2% |
| 風間浦村 | 497 | 312 | 170 | 125 | 88 | 57 | ▲440 | ▲88.5% |
| 佐井村 | 494 | 335 | 191 | 124 | 75 | 48 | ▲446 | ▲90.2% |
| 合計 | 15,907 | 12,017 | 8,752 | 7,097 | 5,733 | 4,328 | ▲11,579 | ▲72.7% |

出典：国勢調査（H7-R2）、国立社会保障・人口問題研究所（R12-R22）

表 生産年齢人口（15～64歳）の推移

→ 推計値

単位：人

| 市町村名 | H 7 | H17 | H27 | R 2 | R 12 | R 22 | 増減（H7-R22年） | |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------|--------|
| | (1995) | (2005) | (2015) | (2020) | (2030) | (2040) | 増減 | 増減率 |
| むつ市 | 45,058 | 40,373 | 33,885 | 29,283 | 25,681 | 20,449 | ▲24,609 | ▲54.6% |
| 大間町 | 4,216 | 3,802 | 3,007 | 2,496 | 1,931 | 1,366 | ▲2,850 | ▲67.5% |
| 東通村 | 5,078 | 4,969 | 3,802 | 3,205 | 2,557 | 1,984 | ▲3,094 | ▲60.9% |
| 風間浦村 | 1,854 | 1,481 | 1,032 | 751 | 553 | 360 | ▲1,494 | ▲80.5% |
| 佐井村 | 1,895 | 1,635 | 1,084 | 802 | 601 | 390 | ▲1,505 | ▲79.4% |
| 合計 | 58,101 | 52,260 | 42,810 | 36,537 | 31,323 | 24,549 | ▲33,552 | ▲57.7% |

出典：国勢調査（H7-R2）、国立社会保障・人口問題研究所（R12-R22）

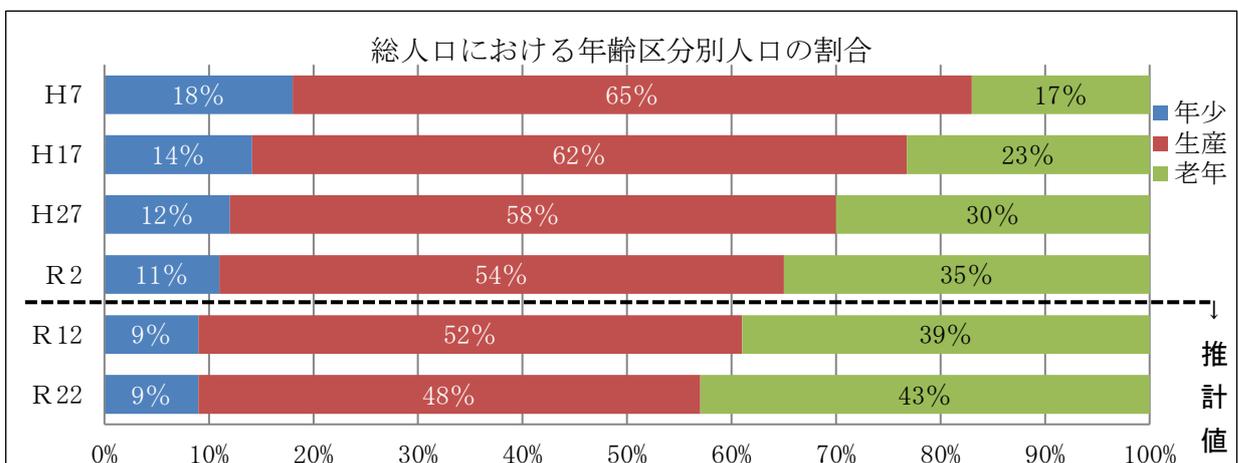
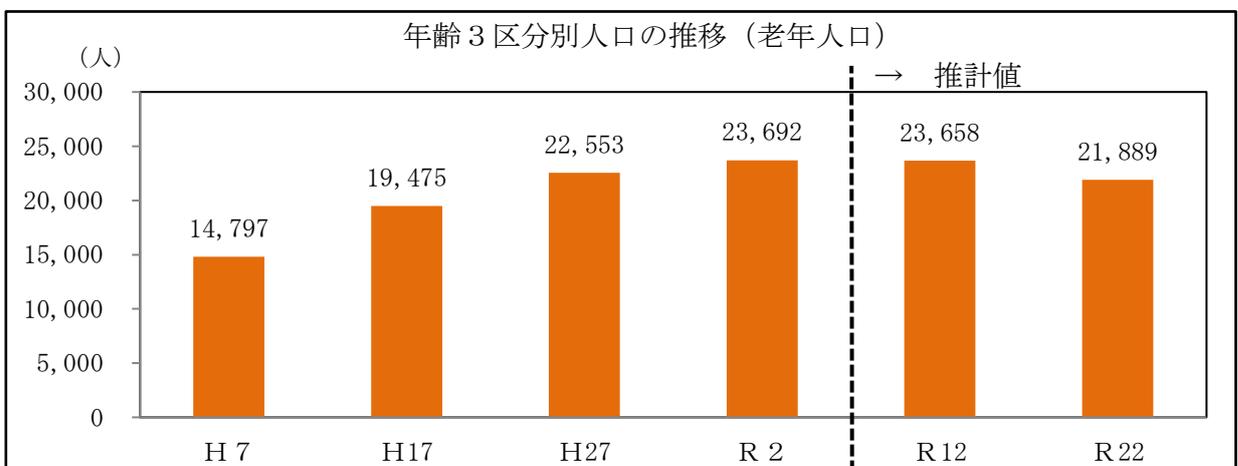
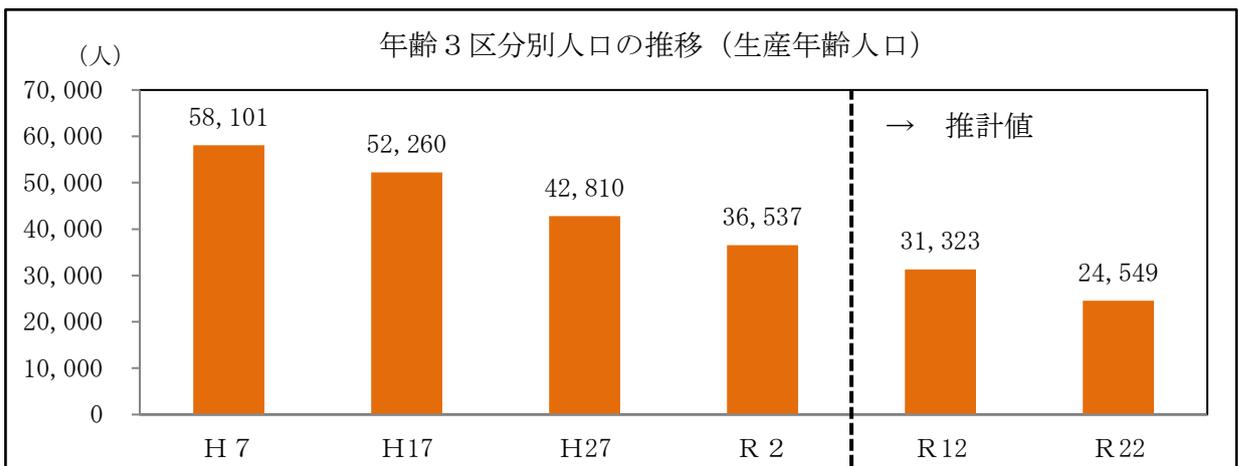
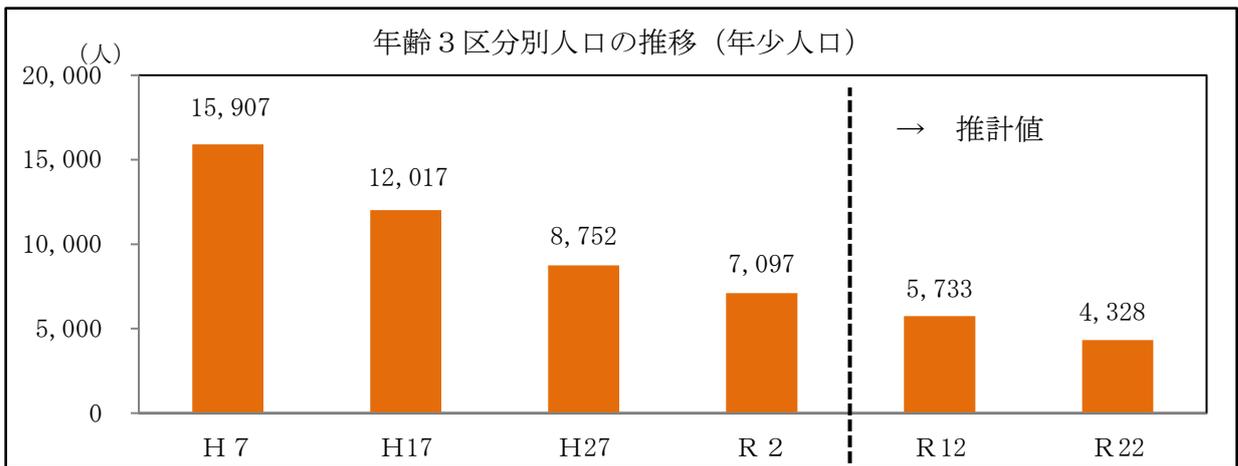
表 老年人口（65歳以上）の推移

→ 推計値

単位：人

| 市町村名 | H 7 | H17 | H27 | R 2 | R 12 | R 22 | 増減（H7-R22年） | |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------|--------|
| | (1995) | (2005) | (2015) | (2020) | (2030) | (2040) | 増減 | 増減率 |
| むつ市 | 10,745 | 14,271 | 17,326 | 18,249 | 18,626 | 17,557 | 6,812 | 63.3% |
| 大間町 | 1,108 | 1,462 | 1,537 | 1,711 | 1,552 | 1,372 | 264 | 23.8% |
| 東通村 | 1,499 | 2,059 | 2,044 | 2,117 | 2,079 | 1,868 | 369 | 24.6% |
| 風間浦村 | 661 | 810 | 774 | 757 | 670 | 517 | ▲144 | ▲21.7% |
| 佐井村 | 784 | 873 | 872 | 858 | 731 | 575 | ▲209 | ▲26.6% |
| 合計 | 14,797 | 19,475 | 22,553 | 23,692 | 23,658 | 21,889 | 7,092 | ▲47.9% |

出典：国勢調査（H7-R2）、国立社会保障・人口問題研究所（R12-R22）



第1次産業就業者数は、全ての市町村において減少傾向となっています。第2次産業就業者数は、大間町、風間浦村において横ばいまたは増加していましたが、平成22年を境に減少しており、全ての市町村において減少傾向となっています。また、第3次産業就業者数は、東通村において増加していますが、その他の市町村においては減少傾向となっています。

※ 平成17年以前の各市町村数値は合併前市町村を合算した数値。

表 第1次産業就業者数の推移

単位：人

| 市町村名 | H7 (1995) | H12 (2000) | H17 (2005) | H22 (2010) | H27 (2015) | R2 (2020) | 増減 (H7-R2年) | |
|------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|-------------|--------|
| | | | | | | | 増減 | 増減率 |
| むつ市 | 2,771 | 2,007 | 1,900 | 1,521 | 1,386 | 1,331 | ▲1,440 | ▲51.9% |
| 大間町 | 1,135 | 866 | 692 | 624 | 612 | 534 | ▲601 | ▲52.9% |
| 東通村 | 1,202 | 970 | 1,156 | 956 | 960 | 738 | ▲464 | ▲38.6% |
| 風間浦村 | 385 | 253 | 263 | 229 | 199 | 169 | ▲216 | ▲56.1% |
| 佐井村 | 451 | 284 | 297 | 240 | 233 | 179 | ▲272 | ▲60.3% |
| 合計 | 5,944 | 4,380 | 4,308 | 3,570 | 3,390 | 2,951 | ▲2,993 | ▲50.3% |

出典：国勢調査（総務省統計局）

表 第2次産業就業者数の推移

単位：人

| 市町村名 | H7 (1995) | H12 (2000) | H17 (2005) | H22 (2010) | H27 (2015) | R2 (2020) | 増減 (H7-R2年) | |
|------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|-------------|--------|
| | | | | | | | 増減 | 増減率 |
| むつ市 | 8,623 | 8,286 | 6,293 | 5,831 | 5,591 | 5,140 | ▲3,483 | ▲40.3% |
| 大間町 | 767 | 763 | 616 | 1,044 | 566 | 609 | ▲158 | ▲20.5% |
| 東通村 | 1,427 | 1,615 | 1,171 | 1,043 | 854 | 847 | ▲580 | ▲40.6% |
| 風間浦村 | 456 | 366 | 300 | 462 | 208 | 156 | ▲300 | ▲65.7% |
| 佐井村 | 557 | 555 | 331 | 340 | 233 | 214 | ▲343 | ▲61.5% |
| 合計 | 11,830 | 11,585 | 8,711 | 8,720 | 7,452 | 6,966 | ▲4,864 | ▲41.1% |

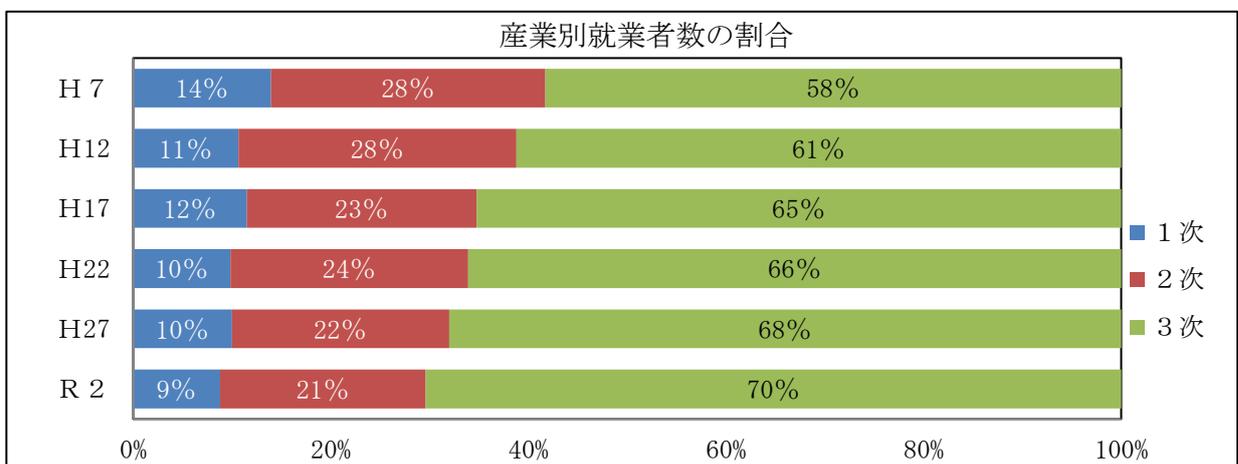
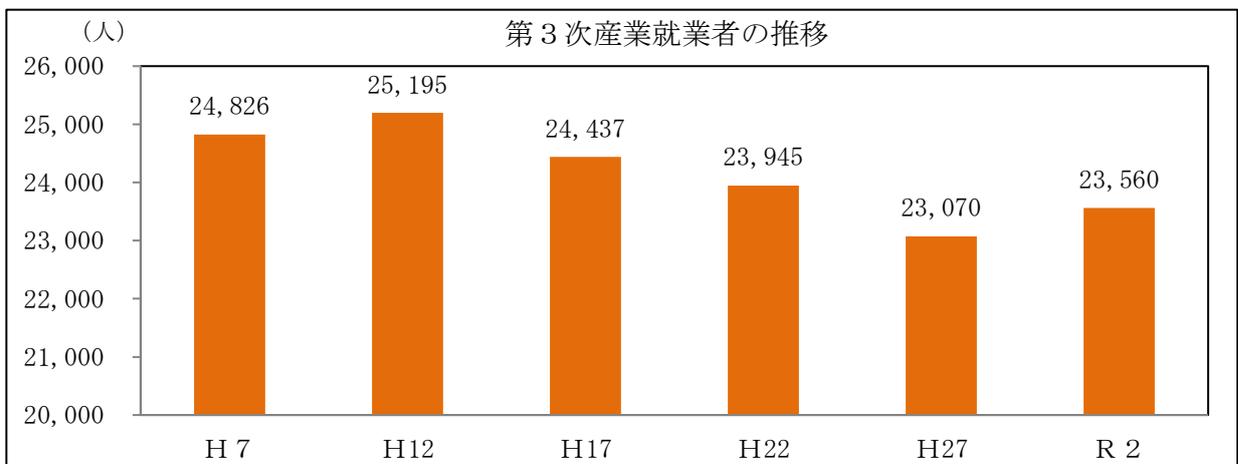
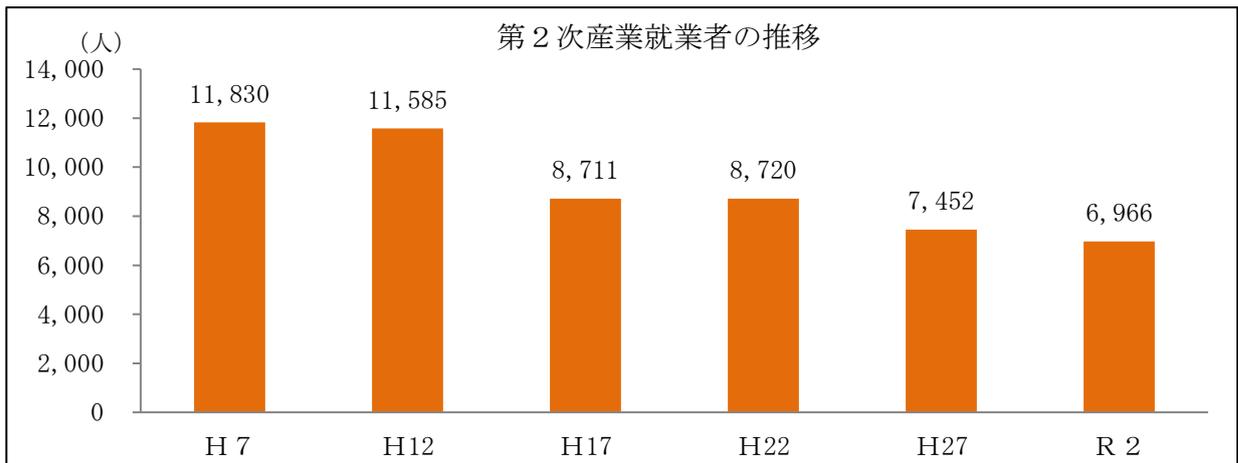
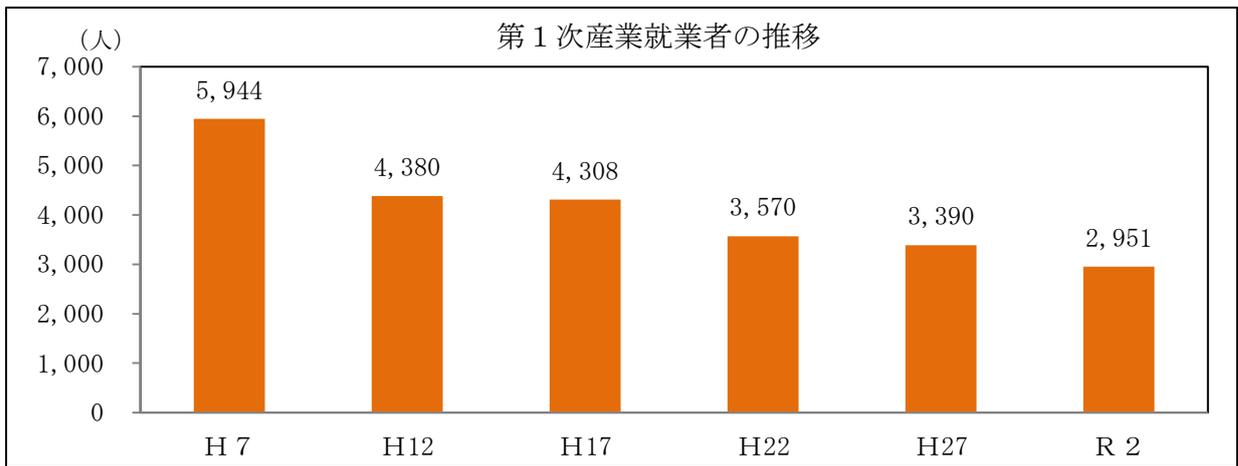
出典：国勢調査（総務省統計局）

表 第3次産業就業者数の推移

単位：人

| 市町村名 | H7 (1995) | H12 (2000) | H17 (2005) | H22 (2010) | H27 (2015) | R2 (2020) | 増減 (H7-R2年) | |
|------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|-------------|--------|
| | | | | | | | 増減 | 増減率 |
| むつ市 | 21,233 | 21,116 | 20,365 | 19,757 | 19,002 | 19,726 | ▲1,507 | ▲7.0% |
| 大間町 | 1,281 | 1,438 | 1,340 | 1,498 | 1,380 | 1,252 | ▲29 | ▲2.2% |
| 東通村 | 1,211 | 1,393 | 1,545 | 1,600 | 1,650 | 1,624 | 413 | 34.1% |
| 風間浦村 | 538 | 654 | 647 | 591 | 547 | 504 | ▲34 | ▲6.3% |
| 佐井村 | 563 | 594 | 540 | 499 | 491 | 454 | ▲109 | ▲19.3% |
| 合計 | 24,826 | 25,195 | 24,437 | 23,945 | 23,070 | 23,560 | ▲1,266 | ▲5.0% |

出典：国勢調査（総務省統計局）



むつ市における公共施設等による各種サービス機能、医療機能、商業・娯楽機能その他の行政及び民間分野に係る都市機能の集積状況は、概ね次のとおりです。

令和5年3月 現在

| 分野 | 都市機能 | 機関・施設名等 |
|--------------------|------------|---|
| 医療 | 公的医療機関 | むつ総合病院、むつリハビリテーション病院、国民健康保険川内診療所、国民健康保険大畑診療所、国民健康保険脇野沢診療所 |
| | 初期救急医療機関 | 休日夜間当番医（休日夜間のみ） ※市内の開業医・診療所 19 機関により休日の夜間在宅当番医制で実施 |
| | 二次救急医療機関 | むつ総合病院 |
| | 民間医療機関 | 診療所 21、歯科診療所 20 |
| 福祉 | 老人福祉施設等 | 特別養護老人ホーム 9、養護老人ホーム 1、介護老人保健施設 3、介護療養型医療施設 1、デイサービスセンター 16、認知症対応型グループホーム 7 他 |
| | 障害者福祉施設等 | 障害児入所施設 1、障害者支援施設 3、障害福祉サービス事業所 30、共同生活援助事業所 4、障害児通所支援事業所 4 他 |
| | 児童福祉施設等 | 保育所 14、児童館 3 他 |
| 教育 | 大学 | 青森大学むつキャンパス、青森明の星短期大学下北キャンパス |
| | 高等学校 | 青森県立田名部高等学校、青森県立大湊高等学校、青森県立むつ工業高等学校 |
| | 中学校 | むつ市立田名部中学校、むつ市立むつ中学校、むつ市立関根中学校、むつ市立近川中学校、むつ市立大平中学校、むつ市立大湊中学校、むつ市立川内中学校、むつ市立大畑中学校、むつ市立脇野沢中学校 |
| | 小学校 | むつ市立第一田名部小学校、むつ市立第二田名部小学校、むつ市立苦生小学校、むつ市立第三田名部小学校、むつ市立奥内小学校、むつ市立関根小学校、むつ市立大平小学校、むつ市立大湊小学校、むつ市立川内小学校、むつ市立大畑小学校、むつ市立二枚橋小学校、むつ市立正津川小学校、むつ市立脇野沢小学校 |
| | 幼稚園 | 幼稚園 8 |
| | 特別支援学校 | 青森県立むつ養護学校 |
| | 教育研修機関 | むつ市教育研修センター |
| 社会教育 文化 スポーツ | 社会教育・文化施設等 | 下北文化会館、むつ市立図書館、むつ市みどりのさきもり館、北の防人大湊式番館、むつ市文化財収蔵庫、むつ市中央公民館、むつ市川内公民館、むつ市大畑公民館、むつ市脇野沢公民館、むつ市海と森ふれあい体験館、むつ市下北自然の家 他 |
| | スポーツ施設 | むつ運動公園、むつ市ウェルネスパーク、むつ市かまふせビレッジ、むつ市釜臥山スキー場、むつ市総合アリーナ、むつ市川内体育館、むつ市大畑体育館、大畑中央公園、むつ市ふれあいスポーツパーク、むつ市脇野沢総合運動場 他 |
| 観光 | 観光施設 | 恐山休憩所、釜臥山展望台、北の防人大湊安渡館、北の防人大湊海望館、むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場、むつ市ふれあい温泉川内、むつ市湯野川温泉濃々園、むつ市薬研野営場、奥薬研修景公園、むつ市脇野沢リフレッシュセンター鱒の里、むつ市コミュニティセンター脇野沢温泉、むつ市脇野沢野猿公苑、むつ市愛宕山公園、むつ市マリンハウス脇野沢、むつ市下北観光物産館、むつ来さまい館、むつ市陶芸センター、むつ市大畑木材工芸センター、むつ市わきのさわ鯛島の館、かわうち・まりん・びーち、むつ市野平高原交流センター 他 |

| | | |
|--------------------|-------------------|--|
| 消防 | 消防署等 | 下北地域広域行政事務組合消防本部、むつ消防署、むつ消防署川内消防分署、むつ消防署脇野沢消防分署、大畑消防署、大湊消防署 |
| 環境 | 一般廃棄物等 処理施設 | 下北地域一般廃棄物等処理施設アックス・グリーン |
| | し尿・浄化槽汚泥等 処理施設 | 汚泥再生処理施設むつ衛生センター |
| 交通 | 鉄道 | JR 大湊線（大湊駅、下北駅、赤川駅、金谷沢駅、近川駅） |
| | 路線バス | 下北交通株式会社、有限会社脇野沢交通、有限会社むつ車体工業、JR バス東北大湊営業所 |
| | 観光船・フェリー | むつ市観光遊覧船「夢の平成号」、むつ湾フェリー「かもしか」、シイライン・高速船「ポーラスター」 |
| | 国道 | 国道 279 号、国道 338 号（国道 394 号との重複区間有） |
| 金融 | 銀行等 | 青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫、青森県信用組合、東北労働金庫、十和田おいらせ農業協同組合、郵便局 13、簡易郵便局 2 |
| 商業 | 大規模小売店舗 | 店舗床面積 1,000 m ² 以上の店舗 19 店舗 （うち 10,000 m ² 以上の店舗 1 店舗） |
| 国・県の出先機関、 研究機関等 | | <p>【国】青森地方法務局むつ支局、下北森林管理署、むつ年金事務所、日本原子力研究開発機構バックエンド研究開発部門青森研究開発センター、日本海洋科学振興財団むつ海洋研究所、日本分析センターむつ分析科学研究所、海洋研究開発機構むつ研究所、むつ簡易裁判所、青森家庭裁判所むつ出張所、むつ区検察庁、むつ公共職業安定所、むつ税務署、むつ労働基準監督署、海上自衛隊大湊地方隊、航空自衛隊大湊分屯基地 他</p> <p>【県】下北地域県民局、下北教育事務所、むつ警察署、青森県産業技術センター下北ブランド研究所、青森県立むつ高等技術専門学校 他</p> |

第3章 圏域のこれまでの取組と課題

1 圏域のこれまでの取組

(1) 下北圏域定住自立圏形成の主な経緯

【平成26年度】

2月5日 下北5市町村長による会合にて定住自立圏構想の連携を了解

【平成27年度】

5月27日 第1回担当課長会議

6月19日 第2回担当課長会議

7月6日 第1回市町村長会議

7月 定住自立圏構想に関する議員説明

むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村

7月15日 中心市宣言（むつ市）

7月29日 第3回担当課長会議

9月 定住自立圏形成協定の締結に関する議会の議決

むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村

10月1日 第4回担当課長会議

10月5日 定住自立圏形成協定の締結（むつ市と1対1）

10月20日 第1回下北圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会

11月11日 第2回下北圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会

11月19日 第3回下北圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会

11月19日 第5回担当課長会議

11月30日 第2回市町村長会議

11月30日 下北圏域定住自立圏共生ビジョンの策定（むつ市）

【平成28年度】

6月3日 第1回担当課長会議

7月5日 第1回下北圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会

7月26日 第2回担当課長会議

8月16日 第2回下北圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会

9月30日 市町村長会議

12月 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する議会の議決

むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村

1月10日 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結（むつ市と1対1）

大間町、東通村、風間浦村、佐井村

2月15日 第3回下北圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会

2月15日 第3回担当課長会議

2月28日 下北圏域定住自立圏共生ビジョンの一部変更（むつ市）（1回目）

【平成 29 年度】

- 5月31日 第1回担当課長会議
- 7月11日 第1回下北圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会
- 7月28日 第2回担当課長会議
- 8月9日 第2回下北圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会
- 10月17日 市町村長会議
- 12月 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する議会の議決
むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村
- 1月15日 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結（むつ市と1対1）
大間町、東通村、風間浦村、佐井村
- 2月9日 第3回下北圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会
- 2月9日 第3回担当課長会議
- 2月16日 下北圏域定住自立圏共生ビジョンの一部変更（むつ市）

【平成 30 年度】

- 5月31日 第1回担当課長会議
- 7月26日 第1回下北圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会
- 8月28日 第2回下北圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会
- 10月10日 市町村長会議
- 12月 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する議会の議決
むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村
- 1月11日 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結（むつ市と1対1）
大間町、東通村、風間浦村、佐井村
- 2月18日 第3回下北圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会
- 2月18日 第3回担当課長会議
- 2月22日 下北圏域定住自立圏共生ビジョンの一部変更（むつ市）

【令和元年度】

- 5月28日 第1回担当課長会議
- 6月25日 第2回担当課長会議
- 7月29日 第1回下北圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会
- 8月16日 第3回担当課長会議
- 8月26日 第2回下北圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会
- 10月8日 第4回担当課長会議
- 12月 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する議会の議決
むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村
- 12月25日 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結（むつ市と1対1）
大間町、東通村、風間浦村、佐井村
- 1月16日 第3回下北圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会
第5回担当課長会議
- 2月6日 第1回市町村長会議
下北圏域定住自立圏第2次共生ビジョンの変更公表

(2) 具体的な取組について

当圏域では、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化を目指し、平成27年度から令和2年度まで、以下の26事業を進めてまいりました。

1 生活機能の強化

(1) 医療

①診療体制の充実

| | |
|-----------|---|
| 事業名 | 医師派遣事業 |
| 取組の概要 | 医師の不足している病院・診療所に対し、むつ総合病院から医師を派遣し、住民に対して診察及び健康診断、健康相談、療養指導などの医療サービスを提供する。 |
| 進捗状況 | 実施中 |
| KPI（成果指標） | 医師派遣日数 |

②医療環境の充実

| | |
|-----------|--|
| 事業名 | 医療連携体制強化事業 |
| 取組の概要 | むつ総合病院メンタルヘルス科の共同運営とともに、圏域町村の病院・診療所と日常的に連携して、限りある医療資源を効果的に利用し、安心して暮らせる体制を構築する。 |
| 進捗状況 | 実施中 |
| KPI（成果指標） | メンタルヘルス科入院患者数、メンタルヘルス科外来患者数 |

③初期救急医療体制の充実

| | |
|-----------|---|
| 事業名 | 休日夜間在宅当番医制事業 |
| 取組の概要 | むつ市内の民間医療機関19機関が輪番制で休日夜間の受診体制を構築し、圏域住民に対して医療サービスの提供を行う。 |
| 進捗状況 | 実施中 |
| KPI（成果指標） | 参加機関数 |

(2) 福祉

①介護福祉の充実

| | |
|-----------|---|
| 事業名 | 介護認定審査会運営事業 |
| 取組の概要 | 圏域市町村において要介護認定申請のあった方について、審査会を開催し、要介護度の判定を行う。 |
| 進捗状況 | 実施中 |
| KPI（成果指標） | 介護認定審査会の適正かつ円滑な運営を維持する。 |

②障がい福祉の充実

| | |
|-----------|--|
| 事業名 | 障害支援区分認定審査会運営事業 |
| 取組の概要 | 圏域市町村において障害支援区分認定申請のあった方について、審査会を開催し、障害支援区分の判定を行う。 |
| 進捗状況 | 実施中 |
| KPI（成果指標） | 障害支援区分認定審査会の適正かつ円滑な運営を維持する。 |

③障がい児支援体制の充実

| | |
|-----------|---------------------------|
| 事業名 | はまゆり学園運営事業 |
| 取組の概要 | 障がい児入所施設「はまゆり学園」を共同で運営する。 |
| 進捗状況 | 実施中 |
| KPI（成果指標） | はまゆり学園利用者数 |

(3) 教育

①教育水準の向上及び教育相談の充実

| | |
|-----------|--|
| 事業名 | 教育研修センター運営事業 |
| 取組の概要 | 教職員の資質及び指導力の向上のための研修の実施や、教育に関する専門的・技術的な調査研究及び不登校等の問題を抱えた児童生徒への教育相談を行う。 |
| 進捗状況 | 実施中 |
| KPI（成果指標） | 教職員研修参加者数 |

②視聴覚教育環境の充実

| | |
|-----------|--|
| 事業名 | 視聴覚ライブラリー事業 |
| 取組の概要 | 視聴覚教育環境の充実を目的として、視聴覚ライブラリーの運営を共同で行い、DVD等の教材・教具を一括購入し、圏域住民へ貸出を行う。 |
| 進捗状況 | 終了（H30年度） |
| KPI（成果指標） | 教材・教具貸出数、教材・教具視聴者数 |

③次代を担う人財育成及び人財確保の強化

| | |
|-----------|--|
| 事業名 | 下北人財育成・確保プロジェクト |
| 取組の概要 | 大学をはじめとした高等教育機関の無い当圏域において、東京大学と連携し、次代を担う人財育成及び人財確保を推進するとともに、関係人口の増加を図るなど、持続可能な地域づくりを進める。 |
| 進捗状況 | 実施中 |
| KPI（成果指標） | 滞在型指導者（首都圏大学生等）の受入数 |

(4) 産業振興

①地域経済の活性化及び雇用対策の充実

| | |
|-----------|--|
| 事業名 | ワンストップ創業支援事業（平成28年度新規追加事業） |
| 取組の概要 | 創業希望者を掘り起こす「創業セミナー」や創業に必要な知識を学ぶ「創業塾」、構想を具体化させるためのマンツーマン指導による「創業相談ルーム」など、産業競争力強化法に基づく下北地域広域創業支援事業を実施する。 |
| 進捗状況 | 実施中 |
| KPI（成果指標） | 創業件数 |

②産業振興体制の強化

| | |
|-----------|---|
| 事業名 | クラウドファンディング「FAAVO しもきた」事業 |
| 取組の概要 | 地域産業の発展や新技術の開発等の地域活性化に資する魅力的なアイデアを有する個人・団体・行政の資金調達をクラウドファンディングにより行い、新たな資金調達の場を提供する。 |
| 進捗状況 | 実施中 |
| KPI（成果指標） | 利用件数 |

③地域資源を活用した地域経済の拡大

| | |
|-----------|---|
| 事業名 | 地場産品販路拡大事業（平成30年度新規追加事業） |
| 取組の概要 | 農林畜水産物及び加工品の販路拡大のため、各市町村と民間事業者が連携し、首都圏等でのプロモーション活動等を展開する。 |
| 進捗状況 | 実施中 |
| KPI（成果指標） | 商談成立件数 |

④広域観光体制の充実

| | |
|-----------|---|
| 事業名 | 広域観光事業 |
| 取組の概要 | パンフレット作成等による観光PRや観光ルートバスの運行等、地域資源を活用した魅力あふれる旅行商品造成など観光客誘致に向けた各種事業を広域で企画・実施する。 |
| 進捗状況 | 実施中 |
| KPI（成果指標） | 観光入込客数 |

| | |
|-----------|---|
| 事業名 | 下北ジオパークツアーパッケージ事業 |
| 取組の概要 | 圏域内の旅行業登録を行っている団体と連携し、下北圏域が一体となって推進する「下北ジオパーク」と関連したツアー等を新たな旅行商品として企画・販売を行う。 |
| 進捗状況 | 実施中 |
| KPI（成果指標） | ツアー実施件数 |

⑤豊かな農林業環境の維持（ニホンザル被害対策）

| | |
|-----------|--|
| 事業名 | ニホンザル被害対策事業 |
| 取組の概要 | ニホンザルによる農作物被害等が増加しているとともに、ニホンザルの生息域は下北地域全体に広がりつつあることから、関係市町村が連携して被害対策を講じる。 |
| 進捗状況 | 実施中 |
| KPI（成果指標） | 農作物被害額 |

⑥豊かな農林業環境の維持（有害鳥獣等被害対策）

| | |
|-----------|--|
| 事業名 | 有害鳥獣等被害対策事業 |
| 取組の概要 | 有害鳥獣等による農作物被害等が増加しているとともに、有害鳥獣等の生息域は下北地域全体に広がりつつあることから、関係市町村が連携して被害対策を講じる。 |
| 進捗状況 | 実施中 |
| KPI（成果指標） | 農作物被害額 |

（5）消防

①消防及び救急体制の充実

| | |
|-----------|---|
| 事業名 | 消防・救急事業 |
| 取組の概要 | 消防本部の運営を共同で行い、消防・救急情報を一元的に管理し迅速な消防・救急体制を維持するとともに、市町村の消防署及び消防分署へ指示を行う。 |
| 進捗状況 | 実施中 |
| KPI（成果指標） | 迅速かつ的確な消防・救急体制を維持する。 |

（6）環境

①一般廃棄物等処理体制の充実

| | |
|-----------|------------------------------------|
| 事業名 | 一般廃棄物等処理事業 |
| 取組の概要 | 下北地域一般廃棄物等処理施設「アクセス・グリーン」を共同で運営する。 |
| 進捗状況 | 実施中 |
| KPI（成果指標） | 住民一人一日当たりのごみ排出量、一般廃棄物等処理量 |

| | |
|-----------|---|
| 事業名 | 循環型社会形成促進事業 |
| 取組の概要 | 次期焼却施設の整備を見据え、循環型社会の形成に向けた一般廃棄物等の発生抑制・再利用・再生利用の推進を図るため、効果的な普及啓発事業を行う。 |
| 進捗状況 | 実施中 |
| KPI（成果指標） | 一般廃棄物等総資源化量、一般廃棄物等リサイクル率 |

②し尿及び浄化槽汚泥等処理体制の充実

| | |
|-----------|--|
| 事業名 | し尿・浄化槽汚泥等処理事業 |
| 取組の概要 | 圏域市町村のし尿・浄化槽汚泥等の受入・処理を行うため、汚泥再生処理施設「むつ衛生センター」を共同で運営する。 |
| 進捗状況 | 実施中 |
| KPI（成果指標） | し尿・浄化槽汚泥等処理量 |

(7) その他

①芸術文化の向上及び交流の場の提供

| | |
|-----------|--|
| 事業名 | 下北文化会館運営事業 |
| 取組の概要 | 当圏域における文化・教育・福祉・保健等の各種団体等の研修の場や文化芸術のイベントの場等として、下北文化会館を共同で運営する。 |
| 進捗状況 | 実施中 |
| KPI（成果指標） | 下北文化会館利用者数、指定管理者企画イベント数 |

②スポーツ環境の充実

| | |
|-----------|---|
| 事業名 | スポーツ環境整備事業（平成 28 年度追加事業） |
| 取組の概要 | 下北地域におけるスポーツ環境の充実を目的として、総合アリーナの整備等を行い、レクリエーションから公式大会の開催まで幅広く対応できるスポーツ環境整備を総合的に行う。 |
| 進捗状況 | 実施中 |
| KPI（成果指標） | 総合体育館の平成 32 年度内供用開始を目指す。 |

③消費生活の安全及び安心の確保

| | |
|-----------|---|
| 事業名 | 消費生活センター運営事業 |
| 取組の概要 | 消費者からの苦情相談等の対応を一元化することを目的に、消費生活センターの運営を共同で行い、消費生活相談窓口の一本化を行う。 |
| 進捗状況 | 実施中 |
| KPI（成果指標） | 消費生活相談解決率 |

2 結びつきやネットワークの強化

(1) 地域公共交通

①生活交通手段の維持及び確保

| | |
|-----------|---|
| 事業名 | 地域公共交通整備事業 |
| 取組の概要 | 下北地域における住民の生活交通手段や観光客等の地域内交通手段としての既存路線を維持・確保するための検討を行う。 |
| 進捗状況 | 実施中 |
| KPI（成果指標） | 高齢者運転免許証自主返納支援事業申請件数 |

(2) デジタルディバイドの解消に向けた ICT インフラの整備

①情報ネットワークの強化

| | |
|-----------|---|
| 事業名 | 情報ネットワーク管理運営事業 |
| 取組の概要 | 市町村間における利便性の高い情報ネットワーク体制を形成するため、光通信ネットワークを活用した通信基盤の整備などを行う。 |
| 進捗状況 | 終了（H28 年度） |
| KPI（成果指標） | （※平成 28 年度で事業終了のため、成果指標の設定なし） |

(3) 地域内外の住民との交流・移住促進

①交流・移住・定住の促進

| | |
|-----------|---|
| 事業名 | 空家等対策事業（平成 28 年度追加事業） |
| 取組の概要 | 空家等対策の推進に関する団体を共同で設置することにより、関係機関等とのネットワークを構築し、公共の福祉の増進と地域振興に寄与するために関係市町村が連携して空家等対策を講じる。 |
| 進捗状況 | 実施中 |
| KPI（成果指標） | 特定空家等の所有者等に対する助言・指導件数 |

②婚活支援の促進

| | |
|-----------|--|
| 事業名 | 婚活支援事業（平成 29 年度追加事業） |
| 取組の概要 | 各市町村が連携し、結婚を希望する人の出会いの場を創出するため、各種イベント等を開催する。 |
| 進捗状況 | 終了（R3 年度） |
| KPI（成果指標） | カップル成立件数 |

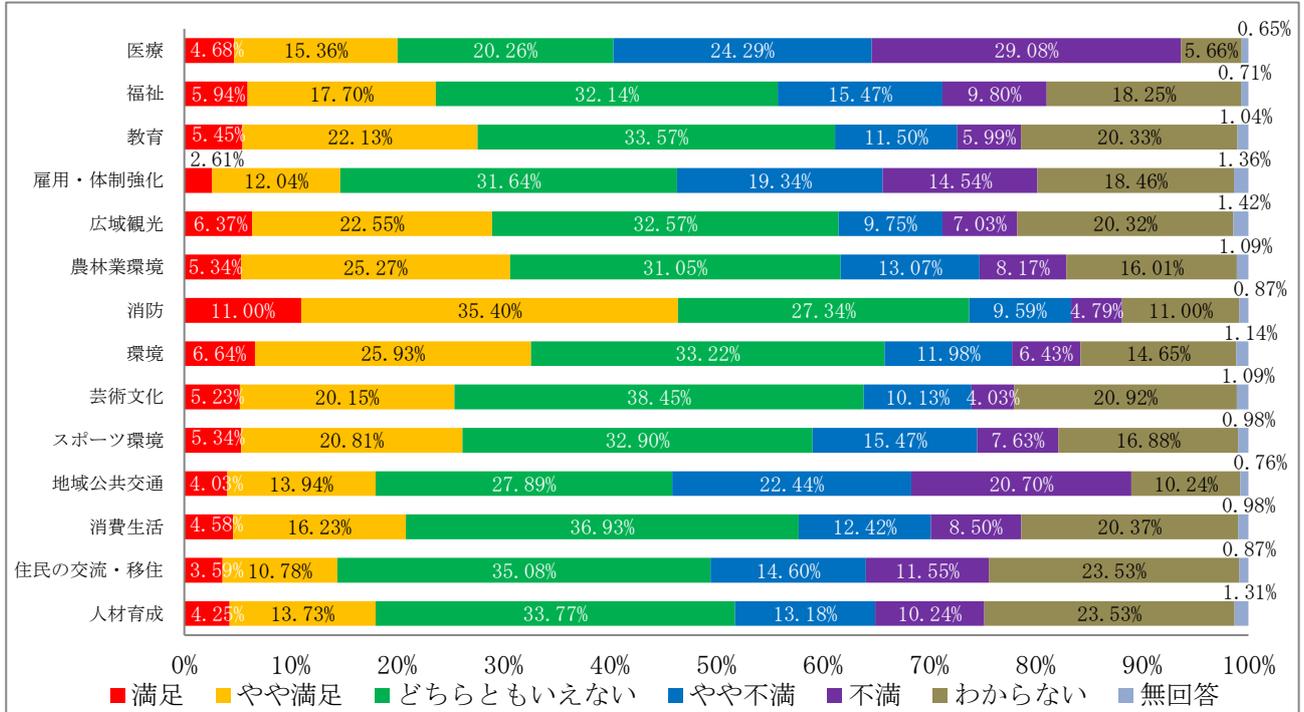
3 圏域マネジメント能力の強化

(1) 圏域市町村の職員等の交流

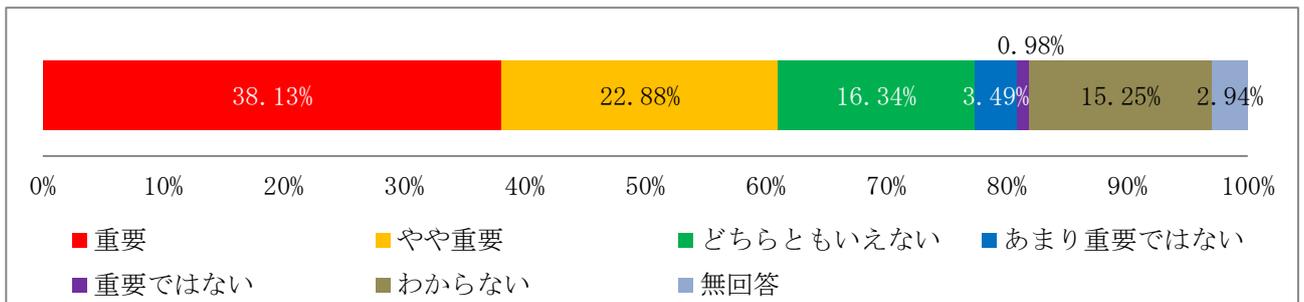
①市町村職員の育成

| | |
|-----------|--------------------------------|
| 事業名 | 合同研修事業 |
| 取組の概要 | 職員の資質向上と市町村間交流のための研修を企画し、実施する。 |
| 進捗状況 | 実施中 |
| KPI（成果指標） | 市町村職員研修回数、市町村職員研修参加者数 |

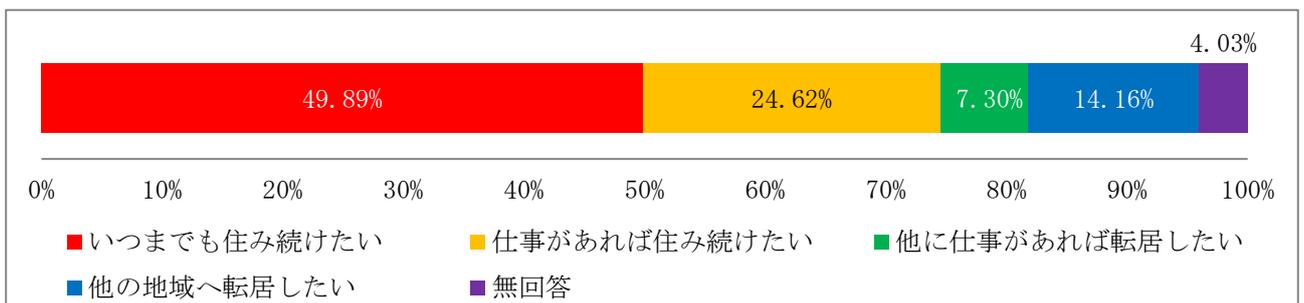
平成 30 年度の住民アンケート調査において、各取組分野の満足度について聴取したところ、上位 3 つは、①消防（満足度：46.4%）・②環境（満足度：32.57%）・③農林業環境（満足度：30.61%）となっています。下位 3 つは、①医療（不満度：53.37%）・②地域公共交通（不満度：43.14%）・③雇用・体制強化（不満度：33.88%）となっています。



また、下北圏域定住自立圏構想の重要度について、「重要」と「やや重要」を合わせた『重要』は約 61% となっています。また、「重要ではない」と「あまり重要ではない」を合わせた『重要ではない』は約 4.5% となっています。



また、定住の意思について、「いつまでも住み続けたい」と「仕事があれば住み続けたい」を合わせた『住み続けたい』は約 74.5% となっています。また、「他に仕事があれば転居したい」と「他の地域へ転居したい」を合わせた『転居したい』は約 21% となっています。



今後も引き続き関係市町村が連携して各種取組を実施するにあたり、以下の課題が挙げられます。

(1) 生活機能の強化

地域医療の確保や福祉等の環境の整備・充実は、圏域の住民が、将来にわたり安心して暮らすために必要不可欠な要素です。

安全・安心な医療を維持するには、医師の確保に努めながら、関係機関との機能分担・連携を深め、圏域の地域医療等の資源を活用していくことが重要です。

また、福祉環境の充実や、消費生活相談業務、防災・消防関連業務及びライフライン施設の整備等についても、サービスの水準を維持・向上するためには、関係機関の情報共有や広域連携による事業実施が必須となっており、今後も、より効果的・効率的な取組が求められています。

教育面では、情報化の進展等により学習環境が多様化する中、学習内容や学習機会の更なる充実が求められており、学習機会の情報提供の方法等についても検討が必要となっています。

産業振興面では、当圏域の豊富で多様な観光資源を圏域内外へ発信していくことが重要であり、また、誘客のみならず、地場製品のPRも含めた幅広い活動を今後も圏域が一体となって進めていく必要があります。

(2) 結びつきやネットワークの強化

生活交通路線の確保及び空港や鉄道駅の二次交通の充実による交通利便性の向上は、暮らしやすさの向上と交流人口の増加へと繋がり、圏域を活性化させます。

このため、圏域内の公共交通体系の広域的な見直しや、公共交通機関の利用促進に向けた取組について、関係市町村間において更なる研究・検討が必要となっています。

また、高速交通体系の整備及び利用促進に向けた取組を今後も引き続き進める必要があります。加えて、圏域外からの移住者の増加や圏域内における成婚の促進による定住人口の増加を図るため、各地域の魅力や特色、圏域の繋がりによるメリットを広くPRする等、移住や交流に関する取組を圏域全体で進めていくことが求められています。

圏域の体育・文化施設等については、圏域内外の住民が当該施設を効果的・効率的に利活用できるように、施設情報の提供方法等の検討が必要となっています。

(3) 圏域マネジメント能力の強化

圏域市町村において行財政改革を進め、職員数を削減する中で、住民サービスの水準を維持・向上するためには、市町村職員の意識改革や人材育成が重要となります。これまでも職員研修の共同実施を行ってまいりましたが、今後もより効果的な取組の検討が必要となっています。

第4章 圏域の将来像

1 目指すべき将来像

下北圏域は、行政区域を越えて生活圏を共有し、社会・経済・教育等の面で結びつきも深く、これまでも消防・救急、ごみ処理などで連携した取組を進め、効率的な行政運営を行ってきました。

現在、日本は本格的な人口減少社会へと突入し、地方圏では大幅な人口減少と急激な少子高齢化の進行、産業や経済のグローバル化、厳しい財政状況等、大きな転換期にあると言えます。こうした中、住民が安全・安心に暮らせる持続可能な地域社会づくりを進めるためには、単独自治体での事業展開には限界があると同時に、非効率であると考えられます。

このような共通認識のもと、地域社会の様々な課題を解決し、持続可能な圏域を形成するため、日常生活圏を共有する市町村が、より力強い連携のもと、各市町村の独自性を互いに尊重しながら、各自治体が有する地域資源を有効に活用し、生活に必要な機能を圏域全体で確立していくことで、将来にわたって地域住民が安全で安心して暮らすことができる魅力あふれる圏域づくりを目指します。

2 将来像の実現に向けて

圏域を構成する5市町村は、将来像の実現に向け、現状及び課題について定期的に情報交換及び情報共有を行い、課題解決に向けて、中心市との連携により効果が高まる取組や効率的に実施できる取組、あるいは単独自治体では実施することが困難な取組等について、連携して取り組みます。

主な取組内容としては、「生活機能の強化」「結びつきやネットワークの強化」「圏域マネジメント能力の強化」の3つの視点において課題を整理し、それぞれの分野における具体的な取組を推進していくこととします。

また、平成27(2015)年9月に国連において、国際社会全体の普遍的な目標としての「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals(以下、SDGs))として17のゴール(目標)が掲げられており、政府においても、「あらゆる人々の活躍の推進」「健康・長寿の達成」など8つの優先的課題を設定し、地方自治体を含む全ての関係機関と連携・協力してSDGsに取り組むこととしています。

SDGsの課題は下北圏域を取り巻く課題と共通するものが多く、当圏域の持続的な発展を図る上で、構成市町村自らが積極的にSDGs達成に寄与する取組を進めていく必要があるとともに、SDGsの達成には全ての関係者の連携と、経済・社会・環境の三側面の統合的な取組が必要となります。

下北圏域定住自立圏共生ビジョンの目指す姿とSDGsの理念を合致させ、目指す姿とSDGsの達成に向け関連する施策を展開していきます。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
世界を変えるための17の目標

| | | | | | |
|----------------------|--------------|-------------------|-----------------|----------------------|--|
| 1 貧困をなくそう | 2 飢餓をゼロに | 3 すべての人に健康と福祉を | 4 質の高い教育をみんなに | 5 ジェンダー平等を実現しよう | 6 安全な水とトイレを世界中に |
| 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 8 働きがいも経済成長も | 9 産業と技術革新の基盤をつくろう | 10 人や国の不平等をなくそう | 11 住み続けられるまちづくりを | 12 つくる責任 つかう責任 |
| 13 気候変動に具体的な対策を | 14 海の豊かさを守ろう | 15 陸の豊かさも守ろう | 16 平和と公正をすべての人に | 17 パートナリシップで目標を達成しよう | SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 2030年に向けて世界が定めた「持続可能な開発目標」です |

- ① 貧困をなくそう
- ② 飢餓をゼロに
- ③ すべての人に健康と福祉を
- ④ 質の高い教育をみんなに
- ⑤ ジェンダー平等を実現しよう
- ⑥ 安全な水とトイレを世界中に
- ⑦ エネルギーをみんなにそしてクリーンに
- ⑧ 働きがいも経済成長も
- ⑨ 産業と技術革新の基盤をつくろう
- ⑩ 人や国の不平等をなくそう
- ⑪ 住み続けられるまちづくりを
- ⑫ つくる責任 つかう責任
- ⑬ 気候変動に具体的な対策を
- ⑭ 海の豊かさを守ろう
- ⑮ 陸の豊かさも守ろう
- ⑯ 平和と公正をすべての人に
- ⑰ パートナリシップで目標を達成しよう

第5章 具体的取組

体系図

| 政策分野 | 施策名 | 取組事項 | 頁 |
|----------------------------|----------------------------|---------------------|----|
| ◆「生活機能の強化」に係る政策分野 | | | |
| 医療 | 診療体制の充実 | 医師派遣事業 | 26 |
| | 医療環境の充実 | 医療連携体制強化事業 | 27 |
| | 初期救急医療体制の充実 | 休日夜間在宅当番医制事業 | 28 |
| 福祉 | 介護福祉の充実 | 介護認定審査会運営事業 | 29 |
| | 障がい福祉の充実 | 障害支援区分認定審査会運営事業 | 30 |
| | 障がい児支援体制の充実 | はまゆり学園運営事業 | 31 |
| 教育 | 教育水準の向上及び教育相談の充実 | 教育研修センター運営事業 | 32 |
| | 次代を担う人財育成及び人財確保の強化 | 下北人財育成・確保プロジェクト | 33 |
| | 大学と連携した地域の活性化 | 青森大学むつキャンパス連携事業 | 34 |
| 産業振興 | 地域経済の活性化及び雇用対策の充実 | ワンストップ創業支援事業 | 35 |
| | 産業振興体制の強化 | 「クラウドファンディングしもきた」事業 | 36 |
| | 地域資源を活用した地域経済の拡大 | 地場産品販路拡大事業 | 37 |
| | 広域観光体制の充実 | 広域観光事業 | 38 |
| | | 下北ジオパークツアーパッケージ事業 | 39 |
| | 豊かな農林業環境の維持 (ニホンザル被害対策) | ニホンザル被害対策事業 | 40 |
| 豊かな農林業環境の維持 (有害鳥獣等被害対策) | 有害鳥獣等被害対策事業 | 41 | |
| 消防 | 消防及び救急体制の充実 | 消防・救急事業 | 42 |
| 環境 | 一般廃棄物等処理体制の充実 | 一般廃棄物等処理事業 | 43 |
| | | 循環型社会形成促進事業 | 44 |
| | し尿及び浄化槽汚泥等処理体制の充実 | し尿・浄化槽汚泥等処理事業 | 45 |
| その他 | 芸術文化の向上及び交流の場の提供 | 下北文化会館運営事業 | 46 |
| | スポーツ環境の充実 | スポーツ環境整備事業 | 47 |
| | 消費生活の安全及び安心の確保 | 消費生活センター運営事業 | 48 |
| ◆「結びつきやネットワークの強化」に係る政策分野 | | | |
| 地域公共交通 | 生活交通手段の維持及び確保 | 地域公共交通整備事業 | 49 |
| 地域内外の住民との交流・移住促進 | 交流・移住・定住の促進 | 空家等対策事業 | 50 |
| ◆「圏域マネジメント能力の強化」に係る政策分野 | | | |
| 圏域市町村の職員等の交流 | 市町村職員の育成 | 合同研修事業 | 51 |

共生ビジョンに掲げる具体的取組と最も関連する「SDGsの17のゴール」

| | | |
|---|--------------------------|--|
|  <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> | <p>すべての人に健康と福祉を</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 医師派遣事業 ○ 休日夜間在宅当番医制事業 ○ 障害支援区分認定審査会運営事業 ○ 消防・救急事業 ○ 医療連携体制強化事業 ○ 介護認定審査会運営事業 ○ はまゆり学園運営事業 ○ スポーツ環境整備事業 |
|  <p>4 質の高い教育をみんなに</p> | <p>質の高い教育をみんなに</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ はまゆり学園運営事業 ○ 下北人財育成・確保プロジェクト ○ 下北文化会館運営事業 ○ 教育研修センター運営事業 ○ 青森大学むつキャンパス連携事業 ○ スポーツ環境整備事業 |
|  <p>8 働きがいも経済成長も</p> | <p>働きがいも経済成長も</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ ワンストップ創業支援事業 ○ 地場産品販路拡大事業 ○ 「クラウドファンディングしもきた」事業 ○ 広域観光事業 |
|  <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> | <p>産業と技術革新の基盤をつくろう</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ ワンストップ創業支援事業 ○ 地場産品販路拡大事業 |
|  <p>10 人や国の不平等をなくそう</p> | <p>人や国の不平等をなくそう</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 医師派遣事業 ○ 休日夜間在宅当番医制事業 ○ 障害支援区分認定審査会運営事業 ○ 教育研修センター運営事業 ○ 「クラウドファンディングしもきた」事業 ○ 医療連携体制強化事業 ○ 介護認定審査会運営事業 ○ はまゆり学園運営事業 ○ 下北人財育成・確保プロジェクト |
|  <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> | <p>住み続けられるまちづくりを</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防・救急事業 ○ 地域公共交通整備事業 ○ 青森大学むつキャンパス連携事業 ○ 消費生活センター運営事業 ○ 空家等対策事業 |
|  <p>12 つくる責任 つかう責任</p> | <p>つくる責任 つかう責任</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 広域観光事業 ○ 一般廃棄物等処理事業 ○ 循環型社会形成促進事業 |
|  <p>13 気候変動に具体的な対策を</p> | <p>気候変動に具体的な対策を</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防・救急事業 ○ 一般廃棄物等処理事業 ○ 循環型社会形成促進事業 |
|  <p>14 海の豊かさを守ろう</p> | <p>海の豊かさを守ろう</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地場産品販路拡大事業 ○ ニホンザル被害対策事業 ○ 一般廃棄物等処理事業 ○ 下北ジオパークツアーパッケージ事業 ○ 有害鳥獣等被害対策事業 ○ し尿・浄化槽汚泥等処理事業 ○ 循環型社会形成促進事業 ○ 広域観光事業 |
|  <p>15 陸の豊かさを守ろう</p> | <p>陸の豊かさを守ろう</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地場産品販路拡大事業 ○ ニホンザル被害対策事業 ○ 一般廃棄物等処理事業 ○ 下北ジオパークツアーパッケージ事業 ○ 有害鳥獣等被害対策事業 ○ し尿・浄化槽汚泥等処理事業 ○ 循環型社会形成促進事業 ○ 広域観光事業 |
|  <p>16 平和と公正をすべての人に</p> | <p>平和と公正をすべての人に</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 合同研修事業 |
|  <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> | <p>パートナーシップで目標を達成しよう</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 合同研修事業 |

(1) 医療

| 基本目標 | |
|------------------------------------|--|
| ◆平均寿命（男）：令和2年度 78.1歳 → 令和6年度 79.1歳 | |
| ◆平均寿命（女）：令和2年度 86.0歳 → 令和6年度 87.0歳 | |

①診療体制の充実

| 定住自立圏形成協定の規定内容 | |
|----------------|---|
| 取組の内容 | 診療体制の充実を図るため、中核病院を中心とした公立病院及び診療所の医師確保に取り組む。 |
| 中心市（甲）の役割 | 乙と連携し、医師の派遣を行う。 |
| 近隣町村（乙）の役割 | 甲と連携し、医師の派遣を受けるとともに、派遣に必要な経費を負担する。 |

| | | | | | | |
|--------------|---|-------|--|-------------|-------|--------|
| 事業名 | 医師派遣事業 | | 関係市町村 | むつ市、大間町、佐井村 | | |
| 内容 | 医師の不足している病院・診療所に対し、むつ総合病院から医師を派遣し、住民に対して診察及び健康診断、健康相談、療養指導などの医療サービスを提供する。 | | | | | |
| 効果 | 人的資源が不足する地域医療や地域保健健診の維持・確保が図られる。 | | | | | |
| 成果指標 | 医師派遣日数：令和2年度 6日 → 令和6年度 6日 | | | | | |
| 事業計画 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| |  | | | | | |
| 事業費 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | 2,856 | 2,856 | 3,024 | 3,024 | 3,024 | 14,784 |
| 活用を想定する補助制度等 | | | | | | |
| 特記事項 | ※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 | | | | | |
| 関連するSDGsのゴール |  3 すべての人に健康と福祉を | |  10 人や国の不平等をなくそう | | | |

②医療環境の充実

| 定住自立圏形成協定の規定内容 | |
|----------------|---|
| 取組の内容 | 中核病院を中心とした公立病院及び診療所の連携強化を図るため、病院事業の共同運営をはじめとした各種事業に取り組む。 |
| 中心市（甲）の役割 | 乙とともに一部事務組合を組織し、病院事業の共同運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。 |
| 近隣町村（乙）の役割 | 甲とともに一部事務組合を組織し、病院事業の共同運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。 |

| 事業名 | 医療連携体制強化事業 | | 関係市町村 | 全市町村 | | |
|--------------|---|---------|--|---------|---------|--------------|
| 内容 | 中核病院となるむつ総合病院とむつ市内及び近隣町村の病院・診療所の連携強化のための取組を検討するほか、下北郡内で唯一となるメンタルヘルス科の運営を共同で行う。 | | | | | |
| 効果 | 病院間における診療情報の共有等によって、迅速で的確な対応と患者の負担軽減が図られる。また、メンタルヘルス科の共同運営によって、下北における精神医療と患者サービスの充実が図られる。 | | | | | |
| 成果指標 | メンタルヘルス科入院患者数：令和2年度 17,140人 → 令和6年度 19,076人 メンタルヘルス科外来患者数：令和2年度 20,476人 → 令和6年度 21,634人 | | | | | |
| 事業計画 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 事業費 (千円) | 124,198 | 102,920 | 127,361 | 145,249 | 145,249 | 計 644,977 |
| 活用を想定する補助制度等 | 電源立地地域対策交付金（令和2年度～令和6年度） | | | | | |
| 特記事項 | ※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 | | | | | |
| 関連するSDGsのゴール |  3 すべての人に健康と福祉を | |  10 人や国の不平等をなくそう | | | |

③初期救急医療体制の充実

| 定住自立圏形成協定の規定内容 | |
|----------------|--|
| 取組の内容 | 初期救急医療体制の充実を図るため、むつ市内の民間医療機関が実施する休日夜間診療体制の維持及び確保に取り組む。 |
| 中心市（甲）の役割 | 休日夜間診療体制を維持し、運営に必要な経費を負担する。 |
| 近隣町村（乙）の役割 | 甲が行う休日夜間診療体制の維持を支援するとともに、必要に応じて経費を負担する。 |

| 事業名 | 休日夜間在宅当番医制事業 | | 関係市町村 | 全市町村 | | |
|--------------|--|-------|---|-------|-------|--------|
| 内容 | むつ市内の民間医療機関が輪番により、休日の夜間に受診体制を整え、圏域住民に対して診察などの医療サービスを提供する。 | | | | | |
| 効果 | 休日の夜間における初期救急医療体制が確保・維持されることで、圏域住民に対し、安定した医療の提供が図られる。 | | | | | |
| 成果指標 | 参加医療機関数：令和2年度 19 機関 → 令和6年度 19 機関 | | | | | |
| 事業計画 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| |  | | | | | |
| 事業費 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | 4,259 | 4,259 | 4,259 | 4,259 | 4,259 | 21,295 |
| 活用を想定する補助制度等 | | | | | | |
| 特記事項 | ※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 | | | | | |
| 関連するSDGsのゴール |  | |  | | | |

(2) 福祉

| 基本目標 | |
|---------------------------------|--|
| ◆誰もが安心して暮らすことができるように福祉サービスを提供する | |

①介護福祉の充実

| 定住自立圏形成協定の規定内容 | |
|----------------|---|
| 取組の内容 | 介護保険法に規定する要介護認定及び要支援認定に関する審査の公平性及び効率性の確保を図るため、介護認定審査会の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。 |
| 中心市（甲）の役割 | 介護認定審査会を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。 |
| 近隣町村（乙）の役割 | 介護認定審査会を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。 |

| 事業名 | 介護認定審査会運営事業 | | 関係市町村 | 全市町村 | | |
|--------------|--|--------|---|--------|--------|---------|
| 内容 | 介護を要する方が介護福祉サービスを受けるため必要となる要介護認定及び要支援認定に関して、その判定を行う介護認定審査会の運営を共同で行う。 | | | | | |
| 効果 | 審査内容の公平性の確保や審査会の効率的運営が図られる。 | | | | | |
| 成果指標 | 介護認定審査会の適正かつ円滑な運営を維持する。 | | | | | |
| 事業計画 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| |  | | | | | |
| 事業費 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | 54,653 | 47,402 | 63,085 | 58,258 | 58,258 | 281,656 |
| 活用を想定する補助制度等 | | | | | | |
| 特記事項 | ※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 | | | | | |
| 関連するSDGsのゴール |  | |  | | | |

②障がい福祉の充実

| 定住自立圏形成協定の規定内容 | |
|----------------|---|
| 取組の内容 | 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害支援区分に関する審査の公平性及び効率性の確保を図るため、障害支援区分認定審査会の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。 |
| 中心市（甲）の役割 | 障害支援区分認定審査会を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。 |
| 近隣町村（乙）の役割 | 障害支援区分認定審査会を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。 |

| 事業名 | 障害支援区分認定審査会運営事業 | | 関係市町村 | 全市町村 | | |
|--------------|--|--------|---|--------|--------|--------|
| 内容 | 障がい者を有する方が障害福祉サービスを受けるため必要となる障害支援区分認定に関して、その判定を行う障害支援区分認定審査会の運営を共同で行う。 | | | | | |
| 効果 | 審査内容の公平性の確保や審査会の効率的運営が図られる。 | | | | | |
| 成果指標 | 障害支援区分認定審査会の適正かつ円滑な運営を維持する。 | | | | | |
| 事業計画 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| |  | | | | | |
| 事業費 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | 18,781 | 19,238 | 19,865 | 20,516 | 19,865 | 98,265 |
| 活用を想定する補助制度等 | | | | | | |
| 特記事項 | ※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 | | | | | |
| 関連するSDGsのゴール |  | |  | | | |

③障がい児支援体制の充実

| 定住自立圏形成協定の規定内容 | |
|----------------|--|
| 取組の内容 | 障がい児支援の充実を図るため、障害児入所施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。 |
| 中心市（甲）の役割 | 乙とともに一部事務組合を組織し、障害児入所施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。 |
| 近隣町村（乙）の役割 | 甲とともに一部事務組合を組織し、障害児入所施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。 |

| 事業名 | はまゆり学園運営事業 | | 関係市町村 | 全市町村 | | |
|--------------|---|--------|--|--------|---|---------|
| 内容 | 主に知的障害を有する18歳未満の方が、日常生活を営む上で必要となる能力を培うための支援を目的として、障害児入所施設の運営を共同で行う。 | | | | | |
| 効果 | 効率的な施設運営と安定した福祉サービスの提供が図られる。 | | | | | |
| 成果指標 | はまゆり学園利用者数：令和2年度 22名 → 令和6年度 25名 | | | | | |
| 事業計画 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| |  | | | | | |
| 事業費 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | 50,711 | 55,501 | 62,629 | 62,783 | 62,629 | 294,253 |
| 活用を想定する補助制度等 | | | | | | |
| 特記事項 | ※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 | | | | | |
| 関連するSDGsのゴール |  3 すべての人に健康と福祉を | |  4 質の高い教育をみんなに | |  10 人や国の不平等をなくそう | |

(3) 教育

| 基本目標 |
|--|
| ◆学力向上（小学生）：令和2年度 県平均を3ポイント下回る → 令和6年度 県平均を1ポイント上回る |
| ◆学力向上（中学生）：令和2年度 県平均を2ポイント下回る → 令和6年度 県平均を2ポイント上回る |

①教育水準の向上及び教育相談の充実

| 定住自立圏形成協定の規定内容 | |
|----------------|--|
| 取組の内容 | 教育水準の向上及び教育相談の充実を図るため、教育研修施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。 |
| 中心市（甲）の役割 | 教育研修施設を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。 |
| 近隣町村（乙）の役割 | 教育研修施設を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。 |

| 事業名 | 教育研修センター運営事業 | | 関係市町村 | 全市町村 | | |
|--------------|--|--------|---|--------|--|--------|
| 内容 | 教職員の資質及び指導力の向上のための研修の実施や教育に関する専門的・技術的な調査研究及び不登校等の問題を抱えた児童生徒や保護者への教育相談や自立支援を行う。 | | | | | |
| 効果 | 教職員の資質向上を図ることにより、教育水準の向上が図られる。また、不登校児童生徒等に対して、個々の課題解決に向けた効果的な相談・支援を行うことができる。 | | | | | |
| 成果指標 | 教職員研修参加者数：令和2年度 580人 → 令和6年度 550人 | | | | | |
| 事業計画 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| |  | | | | | |
| 事業費 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | 14,753 | 17,269 | 17,385 | 17,951 | 17,385 | 84,743 |
| 活用を想定する補助制度等 | | | | | | |
| 特記事項 | ※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 | | | | | |
| 関連するSDGsのゴール |  | |  | |  | |

②次代を担う人財育成及び人財確保の強化

| 定住自立圏形成協定の規定内容 | |
|----------------|---|
| 取組の内容 | 高校生をはじめとした次代を担う人財育成及び人財確保の強化を図るため、首都圏等の大学と連携した各種事業に取り組む。 |
| 中心市（甲）の役割 | 人財育成及び人財確保事業の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。 |
| 近隣町村（乙）の役割 | 人財育成及び人財確保事業の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業の実施に協力する。 |

| 事業名 | 下北人財育成・確保プロジェクト | | 関係市町村 | 全市町村 | | |
|--------------|--|--------|-------|-------|-------|--------|
| 内容 | 大学をはじめとした高等教育機関の少ない当圏域において、東京大学及び首都圏等の大学と連携し、次代を担う人財育成及び人財確保を推進するとともに、関係人口の増加を図るなど、持続可能な地域づくりを進める。 | | | | | |
| 効果 | 地域の人財は地域で育てるという観点のもと、東京大学及び首都圏等の大学が有する豊富な知識の還元により、高等教育機関が少ないという弱点を克服するとともに、学力の底上げと地域の将来を担う人財が次の人財を育てるという育成環境が整えられる。 | | | | | |
| 成果指標 | 滞在型指導者（首都圏大学生等）の受入数：【目標値】令和6年度 250人 | | | | | |
| 事業計画 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| |  | | | | | |
| 事業費 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | 23,000 | 22,000 | 5,000 | 9,017 | 9,017 | 68,034 |
| 活用を想定する補助制度等 | 地方創生推進交付金（令和元年度～令和3年度） | | | | | |
| 特記事項 | ※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 | | | | | |
| 関連するSDGsのゴール |    | | | | | |

③大学と連携した地域の活性化

| 定住自立圏形成協定の規定内容 | |
|----------------|---|
| 取組の内容 | 若者の視点を取り入れた、にぎわいと魅力があふれる地域の形成を図るため、青森大学むつキャンパスと連携し、圏域市町村のまちづくりをはじめとした各種事業に取り組む。 |
| 中心市（甲）の役割 | 乙及び青森大学むつキャンパスと連携し、地域活性化に向けた取組を行うとともに、中心的な役割を担う。 |
| 近隣町村（乙）の役割 | 甲及び青森大学むつキャンパスと連携し地域活性化に向けた取組を行う。 |

| 事業名 | 青森大学むつキャンパス連携事業 | | 関係市町村 | 全市町村 | | |
|--------------|--|-------|-------|-------|-------|---|
| 内容 | 次代を担う若者の視点をまちづくりに活かすとともに、地域人材の育成・定着、関係人口の創出を図るため、令和4年4月に開設された青森大学むつキャンパスと連携し、まちづくり事業や地域の祭典等への参加を促すことにより、圏域住民との交流拡大を図る。また、地域に根ざした大学となるよう、大学のカリキュラムやフィールドワーク、体験活動、インターンシップの受入等に圏域を挙げて協力する。 | | | | | |
| 効果 | 学生が地域に深く関わることで、地域に対する愛着心とシビックプライドを醸成し、転出者数の抑制と地域の活性化が期待できる。 | | | | | |
| 成果指標 | 交流事業件数：令和4年度 20回→ 令和6年度 30回 | | | | | |
| 事業計画 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| |  | | | | | |
| 事業費 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 活用を想定する補助制度等 | | | | | | |
| 特記事項 | | | | | | |
| 関連するSDGsのゴール |     | | | | | |

(4) 産業振興

| 基本目標 | |
|---|--|
| ◆人口一人当たりの住民所得：令和2年度 2,245 千円 → 令和6年度 2,357 千円 | |
| ◆観光入込客数：令和2年度 1,470,628 人 → 令和6年度 1,530,341 人 | |

①地域経済の活性化及び雇用対策の充実

| 定住自立圏形成協定の規定内容 | |
|----------------|--|
| 取組の内容 | 地域経済の活性化及び雇用対策の充実を図るため、創業支援事業をはじめとした各種事業に取り組む。 |
| 中心市（甲）の役割 | 創業支援事業に関するワンストップ窓口を乙と共同で設置し、創業に関する総合的な支援をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。 |
| 近隣町村（乙）の役割 | 創業支援事業に関するワンストップ窓口を甲と共同で設置し、創業に関する各種事業について、必要に応じて経費を負担する。 |

| 事業名 | ワンストップ創業支援事業 | | 関係市町村 | 全市町村 | | |
|--------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| 内容 | 創業希望者を掘り起こす「創業セミナー」や創業に必要な知識を学ぶ「創業塾」、構想を具体化させるためのマンツーマン指導による「創業相談ルーム」など、産業競争力強化法に基づく下北地域広域創業支援事業を実施する。 | | | | | |
| 効果 | 関係市町村及び関係支援機関による情報共有を図ることにより、圏域住民にとって、ワンストップでの支援を受けられるようになる。また、圏域の創業希望者と先輩起業家を結びつけるネットワークをつくることにより、創業希望者にとって厚みのある経済圏を創業初期段階から形成することが期待できる。 | | | | | |
| 成果指標 | 創業件数：令和2年度 15 件 → 令和6年度 15 件 | | | | | |
| 事業計画 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| | | | | | | |
| 事業費 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | 635 | 490 | 1,299 | 1,153 | 1,153 | 4,730 |
| 活用を想定する補助制度等 | 青森県元気な地域づくり支援事業費補助金（令和4年度～令和6年度） | | | | | |
| 特記事項 | ※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 | | | | | |
| 関連するSDGsのゴール | <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>8 働きがいも経済成長も</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>4 質の高い教育をみんなに</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>12 つくも責任 つかう責任</p> </div> </div> | | | | | |

②産業振興体制の強化

| 定住自立圏形成協定の規定内容 | |
|----------------|---|
| 取組の内容 | 地域産業の発展及び地域活性化を図るため、クラウドファンディングによる資金調達をはじめとした各種事業に取り組む。 |
| 中心市（甲）の役割 | 産業振興の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。 |
| 近隣町村（乙）の役割 | 産業振興の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。 |

| 事業名 | 「クラウドファンディングしもきた」事業 | | 関係市町村 | 全市町村 | | |
|--------------|--|-------|---|-------|-------|-------|
| 内容 | 地域産業の発展や新技術の開発等の地域活性化に資する魅力的なアイデアを有する個人・団体・行政の資金調達をクラウドファンディングにより行い、新たな資金調達の場を提供する。 | | | | | |
| 効果 | 資金面で諦めることなくチャレンジできる体制を整えることにより、アイデアの実現を支援し、圏域全体の活性化が図られる。 | | | | | |
| 成果指標 | クラウドファンディングしもきたチャレンジ件数： 令和2年度 3件 → 令和6年度 3件 | | | | | |
| 事業計画 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| |  | | | | | |
| 事業費 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | 700 | 0 | 350 | 350 | 350 | 1,750 |
| 活用を想定する補助制度等 | | | | | | |
| 特記事項 | ※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 | | | | | |
| 関連するSDGsのゴール |  | |  | | | |

③地域資源を活用した地域経済の拡大

| 定住自立圏形成協定の規定内容 | |
|----------------|--|
| 取組の内容 | 地域資源を活用した地域経済の拡大及び地域活性化を図るため、地場産品の販路拡大等に係る各種事業に取り組む。 |
| 中心市（甲）の役割 | 乙と連携し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。 |
| 近隣町村（乙）の役割 | 甲と連携し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。 |

| 事業名 | 地場産品販路拡大事業 | | 関係市町村 | 全市町村 | | |
|--------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| 内容 | 農林畜水産物及び加工品の販路拡大のため、各市町村と民間事業者が連携し、首都圏等でのプロモーション活動等を展開する。 | | | | | |
| 効果 | 民間事業者のノウハウを活用することにより、地域の魅力ある特産品等の認知度向上や更なる販路開拓が期待できるとともに、マーケットの評価等の情報を得ることができる。また、連携体制を構築・強化することによって、より効果的な事業推進が図られる。 | | | | | |
| 成果指標 | 商談成立数：令和2年度 11件 → 令和6年度 15件 | | | | | |
| 事業計画 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| |  | | | | | |
| 事業費 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | 1,103 | 1,588 | 1,525 | 678 | 678 | 5,572 |
| 活用を想定する補助制度等 | 地方創生推進交付金（令和元年度～令和5年度） | | | | | |
| 特記事項 | ※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 | | | | | |
| 関連するSDGsのゴール |  | | | | | |

④広域観光体制の充実

| 定住自立圏形成協定の規定内容 | |
|----------------|---|
| 取組の内容 | 観光資源の魅力を活かした広域観光体制の充実を図るため、観光PR等の各種事業に取り組む。 |
| 中心市（甲）の役割 | 観光事業の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。 |
| 近隣町村（乙）の役割 | 観光事業の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。 |

| 事業名 | 広域観光事業 | | 関係市町村 | 全市町村 | | |
|--------------|--|--------|--------|--------|--------|---------|
| 内容 | 広域的視点に立ったパンフレット作成等による観光PRや観光ルートバスの運行、地域資源を活用した魅力あふれる旅行商品造成・販売等によって、インバウンドを含めた観光客誘致を進め、稼げる観光地域づくりを推進する。 | | | | | |
| 効果 | 広域的取り組みにより、スケールメリットを活かした効率的・効果的な観光振興が図られ、観光客誘致が促進されるとともに関係人口増による地域活性化が期待できる。 | | | | | |
| 成果指標 | 観光入込客数：令和2年度 1,470,628人 → 令和6年度 1,530,341人 | | | | | |
| 事業計画 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| | | | | | | |
| 事業費 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | 28,469 | 27,872 | 22,365 | 22,365 | 22,365 | 123,436 |
| 活用を想定する補助制度等 | | | | | | |
| 特記事項 | ※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 | | | | | |
| 関連するSDGsのゴール | | | | | | |

| | | | | | | |
|--------------|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業名 | 下北ジオパークツアーパッケージ事業 | 関係市町村 | 全市町村 | | | |
| 内容 | 圏域内の関係団体と連携し、下北ジオパーク関連ツアーの企画・販売を推進する。 | | | | | |
| 効果 | ツアーが旅行商品として確立することにより、観光客誘致が促進されるとともに関係人口増による地域活性化が期待できる。 | | | | | |
| 成果指標 | ツアー参加者数：令和2年度 106人 → 令和6年度 110人 | | | | | |
| 事業計画 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| | | | | | | |
| 事業費 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | 269 | 995 | 2,797 | 2,797 | 2,797 | 9,655 |
| 活用を想定する補助制度等 | | | | | | |
| 特記事項 | ※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 | | | | | |
| 関連するSDGsのゴール | | | | | | |

⑤豊かな農林業環境の維持（ニホンザル被害対策）

| 定住自立圏形成協定の規定内容 | |
|----------------|---|
| 取組の内容 | ニホンザルによる農作物被害等の防止を図るため、ニホンザル被害対策に向けた各種事業に取り組む。 |
| 中心市（甲）の役割 | 被害対策事業の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。 |
| 近隣町村（乙）の役割 | 被害対策事業の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。 |

| 事業名 | ニホンザル被害対策事業 | | 関係市町村 | 全市町村 | | |
|--------------|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| 内容 | ニホンザルによる農作物被害等が増加しているとともに、ニホンザルの生息域は下北地域全体に広がりつつあることから、関係市町村が連携して被害対策を講じる。 | | | | | |
| 効果 | 農作物への被害軽減による農業生産量の増加が図られる。 | | | | | |
| 成果指標 | 農作物被害額：令和2年度 784,989円 → 令和6年度 784,989円 | | | | | |
| 事業計画 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| |  | | | | | |
| 事業費 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 50,000 |
| 活用を想定する補助制度等 | 鳥獣被害防止総合対策交付金 | | | | | |
| 特記事項 | ※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 | | | | | |
| 関連するSDGsのゴール |      | | | | | |

⑥豊かな農林業環境の維持（有害鳥獣等被害対策）

| 定住自立圏形成協定の規定内容 | |
|----------------|--|
| 取組の内容 | 有害鳥獣等による農作物被害等の防止を図るため、有害鳥獣等被害防止対策に向けた各種事業に取り組む。 |
| 中心市（甲）の役割 | 乙と連携し、必要な対策を行い、実施に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。 |
| 近隣町村（乙）の役割 | 甲と連携し、必要な対策を行い、実施に必要な経費を負担する。 |

| 事業名 | 有害鳥獣等被害対策事業 | | 関係市町村 | 全市町村 | | |
|--------------|---|---|--|--|--|---------|
| 内容 | 有害鳥獣等による農作物被害等が増加しているとともに、有害鳥獣等の生息域は下北地域全体に広がりつつあることから、関係市町村が連携して被害対策を講じる。 | | | | | |
| 効果 | 農作物への被害軽減による農業生産量の増加が図られる。 | | | | | |
| 成果指標 | 農作物被害額：令和2年度 498,378円 → 令和6年度 498,378円 | | | | | |
| 事業計画 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| |  | | | | | |
| 事業費 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | 18,565 | 23,006 | 23,071 | 22,981 | 22,981 | 110,604 |
| 活用を想定する補助制度等 | 青森県元気な地域づくり支援事業費補助金（令和2年度～令和6年度） | | | | | |
| 特記事項 | ※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 | | | | | |
| 関連するSDGsのゴール |  14 海の豊かさを 守ろう |  15 陸の豊かさも 守ろう |  2 飢餓を ゼロに |  6 安全な水とトイレ を世界中に |  12 つくる責任 つかう責任 | |

(5) 消防

| 基本目標 | |
|-------------------------------------|--|
| ◆圏域住民の生命と財産を守るため迅速かつ的確な消防・救急体制を維持する | |

①消防及び救急体制の充実

| 定住自立圏形成協定の規定内容 | |
|----------------|---|
| 取組の内容 | 消防及び救急の迅速性及び的確性の確保を図るため、消防本部の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。 |
| 中心市（甲）の役割 | 乙とともに一部事務組合を組織し、消防本部の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。 |
| 近隣町村（乙）の役割 | 甲とともに一部事務組合を組織し、消防本部の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。 |

| 事業名 | 消防・救急事業 | | 関係市町村 | 全市町村 | | |
|--------------|--|-----------|---|--|-----------|------------|
| 内容 | 迅速な消防・救急活動を目的として、消防本部の運営を共同で行い、消防・救急情報を一元的に管理し、各市町村の消防署・消防分署へ指示を行う。 | | | | | |
| 効果 | 即応体制の整備による効率的かつ円滑な消防・救急活動能力の向上が図られる。 | | | | | |
| 成果指標 | 迅速かつ的確な消防・救急体制を維持する。 | | | | | |
| 事業計画 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| |  | | | | | |
| 事業費 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | 2,748,461 | 2,577,076 | 3,032,846 | 3,614,119 | 2,552,468 | 14,524,970 |
| 活用を想定する補助制度等 | 電源立地地域対策交付金 | | | | | |
| 特記事項 | ※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 | | | | | |
| 関連するSDGsのゴール |  | |  |  | | |

(6) 環境

| 基本目標 |
|---|
| ◆一般廃棄物等処理量：令和2年度 28,528 t → 令和6年度 27,453 t |
| ◆し尿・浄化槽汚泥等処理量：令和2年度 69,008KL → 令和6年度 67,559KL |

①一般廃棄物等処理体制の充実

| 定住自立圏形成協定の規定内容 | |
|----------------|---|
| 取組の内容 | 一般廃棄物等の処理の効率化を図るため、一般廃棄物等処理施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。 |
| 中心市（甲）の役割 | 乙とともに一部事務組合を組織し、一般廃棄物等処理施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。 |
| 近隣町村（乙）の役割 | 甲とともに一部事務組合を組織し、一般廃棄物等処理施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。 |

| 事業名 | 一般廃棄物等処理事業 | | 関係市町村 | 全市町村 | | | |
|--------------|--|-------------------------|----------------------|----------------------|------------------------|--------------------------|--|
| 内容 | 各市町村がごみ集積所等から収集を行った一般廃棄物等の受入・処理を行うため、下北地域一般廃棄物等処理施設「アックス・グリーン」（新ごみ処理施設の建設を計画中）の運営を共同で行う。 | | | | | | |
| 効果 | 一般廃棄物等処理の広域化を行うことにより、経済性の向上と効率的な維持管理が図られる。 | | | | | | |
| 成果指標 | 一般廃棄物等処理量：令和2年度 28,528 t → 令和6年度 27,453 t | | | | | | |
| 事業計画 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | | |
| | | | | | | | |
| 事業費 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 | |
| | 1,249,255 | 1,226,217 | 1,239,571 | 1,903,236 | 900,000 | 6,518,279 | |
| 活用を想定する補助制度等 | 青森県核燃料物資等取扱税交付金、一般廃棄物処理手数料 | | | | | | |
| 特記事項 | ※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 | | | | | | |
| 関連するSDGsのゴール | 12 つくる責任 つかう責任 | 13 気候変動に 具体的な対策を | 14 海の豊かさを 守ろう | 15 陸の豊かさも 守ろう | 3 すべての人に 健康と福祉を | 11 住み続けられる まちづくりを | |

| | | | | | | |
|--------------|---|---------|-----------|-----------|--------|------------|
| 事業名 | 循環型社会形成促進事業 | 関係市町村 | 全市町村 | | | |
| 内容 | 圏域内において、次期焼却施設の整備を見据え、循環型社会の形成に向けた一般廃棄物等の発生抑制・再利用・再生利用の推進を図るため、効果的な普及啓発事業を行う。 | | | | | |
| 効果 | 一般廃棄物等の減量化・資源化により、処理コストの削減が期待できる。 | | | | | |
| 成果指標 | 一般廃棄物等リサイクル率：令和2年度 25% → 令和6年度 11% | | | | | |
| 事業計画 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| | | | | | | |
| 事業費 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | 0 | 326,634 | 3,855,790 | 6,265,810 | 22,000 | 10,470,234 |
| 活用を想定する補助制度等 | 循環型社会形成推進交付金（令和2年度～令和6年度） | | | | | |
| 特記事項 | ※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 | | | | | |
| 関連するSDGsのゴール | | | | | | |

②し尿及び浄化槽汚泥等処理体制の充実

| 定住自立圏形成協定の規定内容 | |
|----------------|---|
| 取組の内容 | し尿及び浄化槽汚泥等処理の効率化を図るため、し尿及び浄化槽汚泥等処理施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。 |
| 中心市（甲）の役割 | 乙とともに一部事務組合を組織し、し尿及び浄化槽汚泥等処理施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。 |
| 近隣町村（乙）の役割 | 甲とともに一部事務組合を組織し、し尿及び浄化槽汚泥等処理施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。 |

| 事業名 | し尿・浄化槽汚泥等処理事業 | | 関係市町村 | 全市町村 | | |
|--------------|--|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 内容 | むつ市、下北郡4町村及び上北地域3町村から排出されるし尿・浄化槽汚泥等の受入・処理を行うため、汚泥再生処理施設「むつ衛生センター」の運営を共同で行う。 | | | | | |
| 効果 | 広域的集約処理によるし尿・浄化槽汚泥等処理事業の効率化や施設管理・運営等の経費削減が図られる。 | | | | | |
| 成果指標 | し尿・浄化槽汚泥等処理量：令和2年度 69,008KL → 令和6年度 67,559KL | | | | | |
| 事業計画 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| |  | | | | | |
| 事業費 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | 543,719 | 535,984 | 541,507 | 598,629 | 598,629 | 2,818,468 |
| 活用を想定する補助制度等 | | | | | | |
| 特記事項 | ※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 | | | | | |
| 関連するSDGsのゴール |      | | | | | |

(7) その他

| 基本目標 | |
|---------------|---------------------------------|
| ◆下北文化会館利用者数 | 令和2年度 180,000人 → 令和6年度 200,000人 |
| ◆総合アリーナ年間利用者数 | 令和2年度 60,000人 → 令和6年度 60,000人 |
| ◆消費生活相談解決率 | 令和2年度 100.0% → 令和6年度 100.0% |

①芸術文化の向上及び交流の場の提供

| 定住自立圏形成協定の規定内容 | |
|----------------|---|
| 取組の内容 | 芸術文化の向上及び交流の場の提供を図るため、複合文化施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。 |
| 中心市（甲）の役割 | 乙とともに一部事務組合を組織し、複合文化施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。 |
| 近隣町村（乙）の役割 | 甲とともに一部事務組合を組織し、複合文化施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業について、必要に応じて経費を負担する。 |

| 事業名 | 下北文化会館運営事業 | 関係市町村 | | 全市町村 | | |
|--------------|--|--------|---------|---------|---------|---------|
| 内容 | 下北地域における文化・教育・福祉・保健等の各種団体等の研修の場や文化芸術のイベントの場等として下北文化会館の運営を共同で行う。 | | | | | |
| 効果 | 住民の交流が活性化し、施設利用の利便性が高まる。 | | | | | |
| 成果指標 | 下北文化会館利用者数：令和2年度 180,000人 → 令和6年度 200,000人 指定管理者企画イベント数：令和2年度 12回 → 令和6年度 15回 | | | | | |
| 事業計画 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | → |
| | [Green Arrow] | | | | | |
| 事業費 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | 99,131 | 94,719 | 132,318 | 132,318 | 132,318 | 590,804 |
| 活用を想定する補助制度等 | | | | | | |
| 特記事項 | ※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 | | | | | |
| 関連するSDGsのゴール |     | | | | | |

②スポーツ環境の充実

| 定住自立圏形成協定の規定内容 | |
|----------------|---|
| 取組の内容 | スポーツ・レクリエーションを通じて交流と文化を育み、健康で豊かな生活を実現するため、総合スポーツ施設等の環境整備及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。 |
| 中心市（甲）の役割 | 総合スポーツ施設等の環境整備及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに、乙に幅広く利用機会を提供する。 |
| 近隣町村（乙）の役割 | 甲が運営する総合スポーツ施設等を積極的に活用するとともに、必要に応じて各種事業の実施に協力する。 |

| 事業名 | スポーツ環境整備事業 | | 関係市町村 | 全市町村 | | |
|--------------|--|--------|--------|--------|--------|-----------|
| 内容 | 下北地域におけるスポーツ環境の充実を目的として、総合体育館の整備等を行い、レクリエーションから公式大会の開催まで幅広く対応できるスポーツ環境整備を総合的に行う。 | | | | | |
| 効果 | 様々なスポーツイベント等の開催を通じて、圏域住民の健康づくりを促進するとともに、交流人口の増加・圏域全体の活性化が図られる。 | | | | | |
| 成果指標 | 年間利用者数：令和2年度 60,000人 → 令和6年度 60,000人 | | | | | |
| 事業計画 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| |  | | | | | |
| 事業費 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | 1,639,144 | 89,856 | 88,843 | 88,156 | 88,765 | 1,994,764 |
| 活用を想定する補助制度等 | 社会資本整備総合交付金 | | | | | |
| 特記事項 | ※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 | | | | | |
| 関連するSDGsのゴール | <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>4 質の高い教育をみんなに</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> </div> </div> | | | | | |

③消費生活の安全及び安心の確保

| 定住自立圏形成協定の規定内容 | |
|----------------|--|
| 取組の内容 | 消費生活相談窓口の利便性の向上を図るため、消費生活センターの共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。 |
| 中心市（甲）の役割 | 消費生活センターを乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。 |
| 近隣町村（乙）の役割 | 消費生活センターを甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。 |

| 事業名 | 消費生活センター運営事業 | | 関係市町村 | 全市町村 | | |
|--------------|---|-------|-------|-------|-------|--------|
| 内容 | 消費者からの苦情相談等の対応を一元化することを目的に、消費生活センターの運営を共同で行い、消費生活相談窓口の一本化を行う。 | | | | | |
| 効果 | 消費生活相談体制の充実により、消費者の利便性の向上が図られる。また、被害を受けた消費者を効率的に救済することができる。 | | | | | |
| 成果指標 | 消費生活相談解決率：令和2年度 100% → 令和6年度 100% | | | | | |
| 事業計画 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| |  | | | | | |
| 事業費 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | 4,545 | 4,751 | 4,788 | 4,900 | 4,900 | 23,884 |
| 活用を想定する補助制度等 | 青森県消費者行政強化事業費補助金（平成26年度～令和4年度） | | | | | |
| 特記事項 | ※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 | | | | | |
| 関連するSDGsのゴール |   | | | | | |

(1) 地域公共交通

| 基本目標 |
|--------------------------|
| ◆地域としての持続性を下支えする公共交通を目指す |

①生活交通手段の維持及び確保

| 定住自立圏形成協定の規定内容 | |
|----------------|---|
| 取組の内容 | 生活交通手段の維持及び確保を図るため、公共交通機関の利用促進等の各種事業に取り組む。 |
| 中心市（甲）の役割 | 公共交通事業の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。 |
| 近隣町村（乙）の役割 | 公共交通事業の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。 |

| 事業名 | 地域公共交通整備事業 | | 関係市町村 | 全市町村 | | |
|--------------|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| 内容 | 下北地域における住民の生活交通手段や観光客等の地域内交通手段としての既存路線を維持・確保するための検討を行う。 | | | | | |
| 効果 | 圏域内の地域公共交通の課題や取組などを議論することで、持続可能な公共交通網の充実が期待できる。 | | | | | |
| 成果指標 | 地域間幹線路線数：令和2年度 6本 → 令和6年度 6本 | | | | | |
| 事業計画 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| |  | | | | | |
| 事業費 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | 23,120 | 17,513 | 17,913 | 17,913 | 17,913 | 94,372 |
| 活用を想定する補助制度等 | | | | | | |
| 特記事項 | ※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 | | | | | |
| 関連するSDGsのゴール |    | | | | | |

(2) 地域内外の住民との交流・移住促進

| 基本目標 | |
|--|--|
| ◆相談等があった空家等の問題解決件数：年間 10 件 → 令和 6 年度 10 件（累計 50 件） | |

①交流・移住・定住の促進

| 定住自立圏形成協定の規定内容 | |
|----------------|--|
| 取組の内容 | 交流・移住・定住の促進を図るため、空家等対策による安全・安心なまちづくり等の各種事業に取り組む。 |
| 中心市（甲）の役割 | 空家等対策の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。 |
| 近隣町村（乙）の役割 | 空家等対策の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。 |

| 事業名 | 空家等対策事業 | | 関係市町村 | 全市町村 | | |
|----------------|--|---------|---------|---------|---------|-------|
| 内容 | 空家等対策の推進に関する団体の共同設置に向けて、それぞれの自治体で空家等対策を進めるとともに、情報共有や意見交換会等を行い関係市町村が連携して空家等対策を講じる。 | | | | | |
| 効果 | 圏域の生活環境の保全及び空家等の活用促進が図られる。 | | | | | |
| 成果指標 | 情報共有・意見交換会の実施回数：令和 2 年度 4 回 → 令和 6 年度 4 回 相談等があった空家等の問題解決件数：令和 2 年度 10 件 → 令和 6 年度 10 件 | | | | | |
| 事業計画 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | |
| |  | | | | | |
| 事業費 (千円) | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 計 |
| | 235 | 357 | 2,126 | 2,016 | 2,126 | 6,860 |
| 活用を想定する補助制度等 | | | | | | |
| 特記事項 | ※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 | | | | | |
| 関連する SDGs のゴール |  | | | | | |

(1) 圏域市町村の職員等の交流

| 基本目標 | |
|-------------------------------------|--|
| ◆市町村職員研修参加者数：令和2年度 50人 → 令和6年度 100人 | |

①市町村職員の育成

| 定住自立圏形成協定の規定内容 | |
|----------------|--|
| 取組の内容 | 市町村職員の資質向上を図るため、合同研修等の各種事業に取り組む。 |
| 中心市（甲）の役割 | 乙と連携し、合同で実施することで効果が期待できる研修事業等を実施し、必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。 |
| 近隣町村（乙）の役割 | 甲と連携し、合同で実施することで効果が期待できる研修事業等を実施し、必要に応じて経費を負担する。 |

| 事業名 | 合同研修事業 | | 関係市町村 | 全市町村 | | |
|--------------|--|--------------------------------|---|-------|-------|-----|
| | 内容 | 職員の資質向上と市町村間交流のための研修を企画し、実施する。 | | | | |
| 効果 | 共同開催により、研修経費の削減が図られるとともに、圏域の将来像を見据えたマネジメント能力の強化に向け、統一的な人材育成を図ることができる。 | | | | | |
| 成果指標 | 市町村職員研修回数：令和2年度 1回 → 令和6年度 1回 市町村職員研修参加者数：令和2年度 50人 → 令和6年度 50人 | | | | | |
| 事業計画 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| |  | | | | | |
| 事業費 (千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 計 |
| | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 120 |
| 活用を想定する補助制度等 | | | | | | |
| 特記事項 | ※事業費は現時点における関係市町村の合計額（見込）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 | | | | | |
| 関連するSDGsのゴール |  | |  | | | |

資 料

- 下北圏域定住自立圏共生ビジョン策定経過（令和2年度～）
- 下北圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置規程
- 下北圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿

下北圏域定住自立圏共生ビジョン策定経過（令和2年度～）

【令和2年度】

- 7月6日 第1回担当課長会議
10月5日 第2回担当課長会議
11月16日 第1回下北圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会（書面協議）
～12月7日
1月27日 第1回市町村長会議（書面協議）
～2月10日
2月16日 第3回担当課長会議
2月16日 第2回下北圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会（書面協議）
～2月26日
3月19日 定住自立圏形成協定の締結に関する議会の議決
むつ市、東通村
3月26日 第2次下北圏域定住自立圏共生ビジョンの一部変更（むつ市）

【令和3年度】

- 10月25日 第1回担当課長会議
12月13日 第1回下北圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会
2月15日 第1回市町村長会議（書面協議）
～2月24日
3月10日 第2回下北圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会（書面開催）
～3月22日
3月18日 定住自立圏形成協定の締結に関する議会の議決（むつ市と1対1）
むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村
第2次下北圏域定住自立圏共生ビジョンの一部変更（むつ市）

【令和4年度】

- 6月30日 第1回担当課長会議
7月26日 第1回下北圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会
1月31日 第1回市町村長会議（書面協議）
～2月15日
2月28日 第2回下北圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会（書面開催）
～3月15日
3月17日 第2回担当課長会議
3月24日 第2次下北圏域定住自立圏共生ビジョンの一部変更（むつ市）

下北圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置規程

(設置)

第1条 下北地域における定住自立圏形成協定により形成された定住自立圏を対象として、その将来像、同協定に基づき推進する具体的な取組等を記載する定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更に当たり、民間事業者、地域の関係者等の意見を幅広く反映させるため、下北圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、定住自立圏共生ビジョンに関し必要があると認める事項

(組織)

第3条 懇談会は、委員16人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 定住自立圏において連携して取り組む政策分野の関係者
 - (2) 定住自立圏の住民を代表する者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者
- 2 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 懇談会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、座長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後、最初の会議は、市長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

下北圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿

(※敬称略)

| 分野 | 所属団体・役職 | 氏名 |
|--------|-----------------------------|-------|
| 医療 | 一般社団法人むつ下北医師会 会長 | 三上 史雄 |
| 福祉 | 社会福祉法人むつ市社会福祉協議会 会長 | 遠藤 雪夫 |
| 教育 | むつ市校長会 事務局長 | 澁田 健太 |
| 産業振興 | むつ商工会議所 会頭 | 内田 大輔 |
| 産業振興 | 一般社団法人しもきたTAB Iあしすと 事務局長 | 坂井 隆 |
| 産業振興 | NPO法人ニホンザル・フィールドステーション 事務局長 | 松岡 史朗 |
| 消防 | むつ市消防団 団長 | 山形 博利 |
| 環境 | むつ市廃棄物減量等推進審議会 会長 | 庭田 良二 |
| 芸術文化 | むつ市文化団体協議会 副会長 | 高島 五隆 |
| スポーツ | NPO法人むつ市体育協会 専務理事 | 猪口 和則 |
| 地域公共交通 | むつ市地域公共交通活性化協議会 委員 | 杉山 毅 |
| 交流・移住 | 公益社団法人宅地建物取引業協会三十むつ支部 副支部長 | 藤田 鉄哉 |
| 構成町村推薦 | 大間町（大間町まち・ひと・しごと創生推進会議 座長） | 奈良 宏一 |
| | 東通村（東通商工事業協同組合 事務局長） | 澤田 隆 |
| | 風間浦村（風間浦村まちづくり委員会 委員長） | 古川 美香 |
| | 佐井村（NPO法人佐井村観光協会 事務局長） | 鹿嶋 年男 |

令和5年3月24日現在

第2次下北圏域定住自立圏共生ビジョン

令和5年3月24日

青森県 むつ市

〒035-8686 青森県むつ市中央一丁目8番1号

☎ 0175-22-1111(代) ✉ mt-kikaku@city.mutsu.lg.jp

編集：むつ市企画政策部 企画調整課